

平成 17 年度版

# 環境の概要

～ 公害編 ～

厚木市環境部



．．．目次．．．

	ページ
1．公害行政の概要	
（1）公害の行政機構	1
（2）公害関係法令に基づく届出の状況	2
（3）環境影響評価制度	7
（4）合併処理浄化槽推進事業	9
（5）広報・啓発	10
（6）公害苦情の状況	11
2．大気汚染の概況	
（1）概況	17
（2）神奈川県による大気汚染常時監視測定結果	19
（3）市の自動測定機によるオキシダント濃度調査	27
（4）市の自動測定機による窒素酸化物濃度調査	33
（5）市の自動測定機による浮遊物質濃度調査	39
（6）光化学スモッグ	41
（7）ダイオキシン類環境調査	44
（8）有害大気汚染物質モニタリング調査結果	45
（9）廃棄物焼却施設排煙調査結果	46
3．水質汚濁の概況	
（1）概況	47
（2）河川水質調査	50
（3）工場排水調査	63
（4）地下水水質調査	65
（5）ダイオキシン類環境調査	70
4．騒音・振動の概況	
（1）概況	71
（2）騒音・振動に係る基準	72
（3）環境騒音調査結果	78
（4）道路交通騒音調査結果	80
5．地盤沈下の概況	
（1）概況	85
（2）地盤沈下の構造	86
（3）地下水採取規制	87
（4）地盤変動量調査	89

6．悪臭の概況	
( 1 ) 概況	93
( 2 ) 悪臭に係る規制基準	93
7．土壌の概況	
( 1 ) 概況	97
( 2 ) 土壌汚染対策法に基づく対策	100
( 3 ) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく対策	102

【資料編 1】公害関係用語集

【資料編 2】調査データ集

# 1 公害行政の概要

## (1) 公害の行政機構

本市の環境行政機構における公害対策組織は、昭和44年4月の騒音規制法の施行に伴い、当時の経済部商工課に公害担当が置かれたのが始まりである。

以後、法体系が整備され公害対策が推進されるに従って、本市の機構も拡充・縮小し、平成15年4月から生活環境課となって現在に至っている。

表 - 1) 環境(公害部門)行政機構の推移

年 月	職員数 (課長を含む)	摘 要
昭和 44年 4月	3	経済部商工課に公害担当主査を置く
45年 4月	4	経済部商工課に公害係を置く
46年 4月	6	経済部に公害課を設置、対策係、調査係を置く
46年 11月		庁舎内に公害実験室を設置
47年 4月	7	経済部公害課から生活環境部公害課へ
48年 4月	8	技術職員2人増員
49年 4月	8	対策係(事務3人) 調査指導係(事務1人、技術3人)
50年 7月	7	生活環境部公害課から生活経済部公害課へ
54年 7月	7	生活経済部公害課から生活環境部公害課へ
56年 7月	6	生活環境部公害課から環境部安全対策課へ
62年 4月	6	環境部安全対策課から環境部環境保全課へ
平成 2年 4月	7	事務職1人増員(技術1人、事務6人)
6年 4月	7	環境政策担当課長代理を置く
7年 7月	9	環境政策担当職員2人、公害対策係へ
8年 4月	6	環境保全課から環境総務課へ(公害対策係5人)
9年 4月	7	環境総務課長代理を置く
14年 4月	8	課長代理を廃止、技術職員1人増員 (技術2人、事務5人)
15年 4月	8	環境総務課から生活環境課へ(公害対策係7人)
16年 4月	7	(公害対策係6人)

## (2) 公害関係法令に基づく届出の状況

公害関係法令としては、環境基本法（旧公害対策基本法、昭和42年8月）の下に、騒音規制法、大気汚染防止法（昭和43年）、水質汚濁防止法（昭和45年）、悪臭防止法（昭和46年）、振動規制法（昭和51年）、土壌汚染対策法（平成14年）が立法化され、公害の未然防止について事業所等への規制や対策が強化されてきた。

本市においては、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法に係る届出事務を行っているほか、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年改正）に係る申請・届出事務を行っている。

### 騒音規制法に基づく届出状況（平成17年3月31日現在）

平成16年度に特定施設の設置届出を行った新規の工場は5社あり、特定施設を全部廃止した工場は5社であった。平成16年度末現在、騒音規制法の特定工場数は324社である。

表 - 2) 騒音規制法届出件数

届出の種類	条文	件数
特定施設設置届	第6条	6
数等の変更届	第8条	5
騒音防止方法変更届	第8条	1
氏名等変更届	第10条	21
使用全廃届	第10条	5
承継届	第11条	5
特定建設作業実施届	第14条	70
計		113

表 - 3) 特定施設別届出数

特定施設の種類の種類	16年度設置数	16年度廃止数	届出施設数	工場等実数
金属加工機械	0	6	834	72
空気圧縮機・送風機	18	11	2607	187
土石用破砕機等	0	0	77	14
織機	0	0	4	1
建設用資材製造機械	0	0	5	1
穀物用製粉機	0	0	0	0
木材加工機械	0	1	61	23
抄紙機	0	0	0	0
印刷機械	1	3	95	26
合成樹脂用射出成形機	0	11	117	13
鋳造型機	0	0	0	0
計	19	32	3800	324

振動規制法に基づく届出状況（平成 17 年 3 月 31 日現在）

平成 16 年度に特定施設の設置届出を行った新規の工場は 5 社あり、特定施設を全部廃止した工場は 3 社であった。平成 16 年度末現在、振動規制法の特定工場数は 226 社である。

表 - 4) 振動規制法届出件数

届出の種類	条文	件数
特定施設設置届	第 6 条	6
数等の変更届	第 8 条	6
振動防止方法変更届	第 8 条	0
使用方法変更届	第 8 条	3
氏名等変更届	第 10 条	16
使用全廃届	第 10 条	3
承継届	第 11 条	5
特定建設作業実施届	第 14 条	39
件数計		78

表 - 5) 特定施設別届出数

特定施設の種類	16 年度設置数	16 年度廃止数	届出施設数	工場等実数
金属加工機械	0	7	916	90
圧縮機	15	0	429	94
破碎機等	0	0	66	8
織機	0	0	5	1
コンクリートブロック マシン等	0	0	2	1
木材加工機械	0	0	2	2
印刷機械	1	3	50	13
ゴム練用又は合成樹脂 練用ロール機	0	0	7	2
合成樹脂用射出成形機	0	10	165	15
鋳造型機	0	0	0	0
計	16	20	1642	226

水質汚濁防止法に基づく届出状況（平成 17 年 3 月 31 日現在）

平成 16 年度に特定施設の設置届出を行った新規の事業場は 4 社あり、特定施設を全部廃止した事業場は 3 社あった。平成 16 年度末現在、水質汚濁防止法の特定事業場数は 337 社である。

表 - 6) 水質汚濁防止法届出件数

届出の種類	条数	件数
特定施設設置届	第 5 条	18
特定施設の構造等変更届	第 7 条	6
氏名等変更届	第 10 条	18
特定施設使用廃止届	第 10 条	17
承継届	第 11 条	4
計		63

表 - 7) 特定施設・業種別届出件数

特定施設の種類（業種）		工場等実数
1 の 2	畜産農業又はサービス業	12
2	畜産食料品製造業	5
10	飲料製造業	5
17	豆腐又は煮豆製造業	8
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業、製版業	4
55	生コンクリート製造業	6
60	砂利採取業	4
63	金属製品製造業、機械器具製造業	11
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	17
66 の 2	旅館業	45
66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業	3
66 の 5	飲食店	5
67	洗濯業	70
68	写真現像業	6
68 の 2	病院	4
70 の 2	自動車分解整備業の洗車施設	4
71	自動式車両洗浄施設	72
71 の 2	研究、試験、検査又は専門教育	30
その他		26
計		337



土壤汚染対策法に基づく届出状況（平成 17 年 3 月 31 日現在）

平成 16 年度において、有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法）の廃止に伴う土壤調査報告はなかった。平成 16 年度末現在、厚木市内に指定区域はない。

表 - 8) 土壤汚染対策法届出件数

届出の種類	条数	件数
土壤汚染調査報告	第 3 条	0
ただし書の確認申請	第 3 条	6
土地利用方法変更届	規則第 12 条第 4 項	0
承継届	規則第 12 条第 7 項	0
土地の形質の変更届	第 9 条	0
計		6

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況（平成 17 年 3 月 31 日現在）

平成 16 年度に、新たに設置許可申請を行った事業所は 3 社あり、事業所の廃止届は 12 社あった。平成 16 年度末現在、条例の指定事業所数は 517 社となっている。

表 - 9) 県条例届出件数 - 指定事業所関係 -

届出の種類	条数	件数
設置許可申請	第 3 条	3
事業開始届	第 7 条	5
変更許可申請	第 8 条	16
変更完了届	第 8 条	10
変更計画中止届	第 8 条	0
変更計画届	第 9 条	1
変更届	第 10 条	38
地位承継届	第 11 条	4
廃止届	第 12 条	12
環境配慮書	第 16 条	13
環境管理事業所認定申請	第 18 条	4
環境管理事業所変更届	第 21 条	16
計		122

また、条例では地盤沈下の沈静化及び未然防止のために、地下水の採取規制を行っている。本市においては、市南東部の一部が地下水採取の規制地域、それ以外が周辺地域となっている。平成 16 年度に規制地域内で新たに地下水採取の許可を受けた事業所はなく、地下水採取を廃止した事業所もない。平成 16 年度末現在、規制地域内の事業所は 18 社である。

表 - 10) 県条例届出件数 - 地下水採取関係 -

届出の種類	条数	件数
地下水採取許可申請	第 75 条	0
地下水採取開始届	第 77 条	0
変更許可申請	第 78 条	0
変更完了届	第 78 条	0
変更計画中止届	第 78 条	0
変更計画届	第 79 条	0
変更届	第 79 条	5
地位承継届	第 80 条	2
廃止届	第 82 条	0
採取量・水位測定結果報告	第 85 条	36
特別水位測定結果報告	第 85 条	34
採取量測定結果報告	第 85 条	46
計		123

さらに、条例では土壌汚染対策として、特定有害物質使用事業所及びダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を設置していた事業所を廃止したり、土地区画形質を変更したりする際に土壌調査を義務付けている。平成 16 年度においては、事業所廃止に伴う土壌調査報告が 4 件あった。

表 - 11) 県条例届出件数 - 土壌汚染関係 -

届出の種類	条数	件数
特定有害物質使用事業所廃止報告	第 59 条の 3	3
同区画形質変更届	第 60 条	8
同土壌調査報告	第 60 条	5
公害防止計画	第 60 条	2
公害防止計画完了報告	第 60 条	1
区画形質変更周知計画	第 60 条の 2	1
周知計画完了届	第 60 条の 2	1
ダイオキシン類管理対象事業所廃止報告	第 63 条の 2	1
計		22

### (3) 環境影響評価制度

#### 制度の概要

環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模な開発事業が行われる際、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査、予測、評価し、さらにその結果を地域住民に周知し、事業者、住民、行政が意見を出し合い環境を守ることを目的としている。

神奈川県では、昭和56年7月に環境影響評価条例を制定し事務を進めてきた。平成10年7月には、環境影響予測評価実施計画書を作成する前段階の周知や、事業完成後に事後調査を行う等の改正が行われ、高速道路の建設や廃棄物処理施設の建設等28事業について手続きが必要となった。これらの事業には、それぞれ対象となる種類・規模が設定されている。

国においては、環境影響評価法が平成11年6月12日に施行され、県条例で定める事業より規模の大きな開発事業が対象となっている。

本市においては、各アセスメント対象事業に対して、県への意見回答や縦覧場所の提供などを行っている。

#### 環境影響評価条例に基づく事務の状況

平成16年度は次の事業について、環境影響評価条例に基づく事務を行った。

##### 日産先行開発センター建設事業（事業者：日産自動車株式会社）

- H16. 4. 8 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価書案に対する意見について県から市へ意見照会
- H16. 4.15 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価書案についての公聴会開催結果記録について県から市へ送付
- H16. 4.23 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価書案に対する意見について市から県へ意見回答
- H16. 6. 7 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価書案についての環境影響評価審査書について県から市へ送付
- H16. 6.24 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価案の内容の変更について県から市へ送付
- H16. 7. 6 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価書及び環境影響評価審査書の写しについて県から市へ縦覧依頼（H16.7.13～H16.7.27）
- H16. 7. 9 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価書について県から市へ送付
- H16. 8.10 日産先行開発センター建設事業に係る対象事業着手の届出について県から市へ通知
- H16.12. 6 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価書の内容の変更について県から市へ送付

神奈川県環境影響評価条例が制定されてからの、本市に関連する事業は次のとおり。

表 - 12) 厚木市における環境影響評価事業

事業名	事業者	手続開始	完了年度
清川カントリークラブ総合開発事業	株式会社清川 カントリークラブ	昭和 57 年	平成元年
キヤノン中央研究所建設事業	キヤノン株式会社	昭和 58 年	昭和 60 年
栗田工業(株)総合研究所建設事業	栗田工業株式会社	昭和 58 年	昭和 60 年
ミノルタカメラ(株)厚木研究所 建設事業	ミノルタカメラ 株式会社	昭和 60 年	昭和 62 年
第一東海自動車道 (厚木 - 大井松田) 事業	日本道路公団	昭和 62 年	平成 7 年
相模取水施設建設事業	県広域水道企業団	平成 2 年	平成 11 年
神奈川県産業技術総合研究所	神奈川県	平成 3 年	平成 11 年
相模原都市計画地区画整理事業 しおだ土地区画整理事業	神奈川県	平成 3 年	平成 14 年
さがみ縦貫道路事業	神奈川県・建設省 関東地方建設局・ 日本道路公団	平成 4 年	継続
さがみ縦貫道路事業 (愛川町中津～城山町川尻)	神奈川県・建設省 関東地方建設局	平成 4 年	継続
厚木秦野道路 (一般国道 246 号バイパス) 事業	神奈川県・建設省 関東地方建設局	平成 5 年	継続
第二東名自動車道事業	神奈川県・建設省 関東地方建設局	平成 6 年	継続
相模興業採石場増設事業	相模興業株式会社	平成 11 年	継続
日産先行開発センター建設事業	日産自動車株式会社	平成 15 年	継続

工事が完了した事業でも、一定期間の事後調査が義務付けられている。

#### (4) 合併処理浄化槽推進事業

公共用水域の水質汚濁源として大きな割合を占める生活排水対策として、「厚木市合併処理浄化槽整備事業補助金交付制度」を平成元年度に発足させ、し尿と生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に努めている。

この制度は公共下水道処理予定区域外を対象とし、合併処理浄化槽の設置者にその費用の一部を補助するもので、平成16年度の実施状況は表-13、14及び図-1、2のとおりである。

表-13) 平成16年度補助件数

区分	補助基数	人槽数	補助金額(円)
合計	111	672	44,094,000

図-1) 年度別補助基数

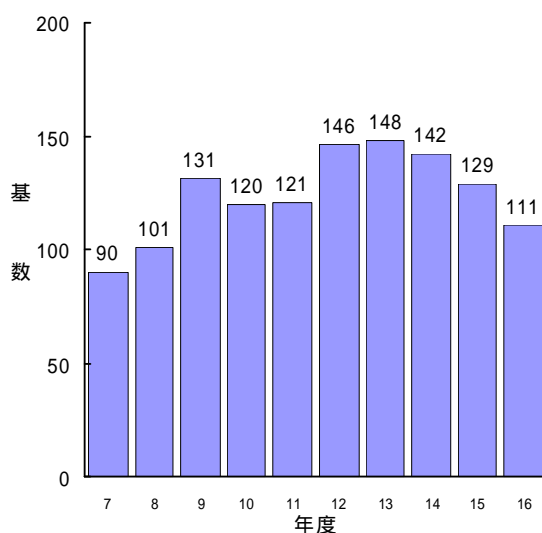


図-2) 年度別補助人槽数

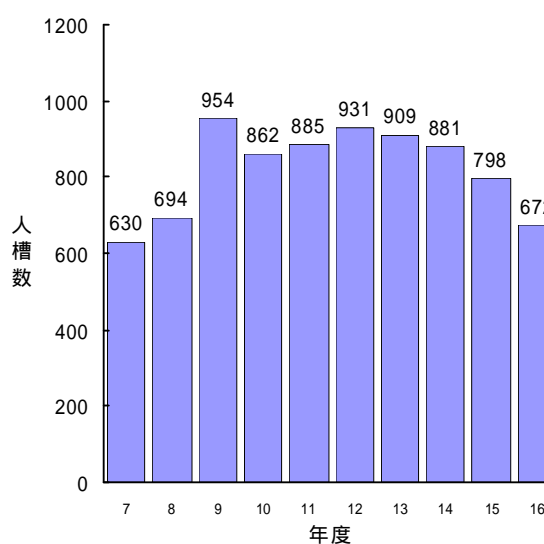


表-14) 年度毎合併処理浄化槽(設置基数)地区別実績

年度 地区	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	元年度～16年度 までの合計 ( )は人槽数	
	依知	3	7	16	7	13	13	11	9	4	3	101
睦合	15	20	33	26	38	50	45	33	39	17	394	( 2,673 )
荻野	30	21	27	26	20	34	34	31	24	12	345	( 2,279 )
小鮎	23	30	28	27	25	20	32	38	31	24	374	( 2,695 )
南毛利	4	10	7	9	9	6	4	4	5	8	108	( 791 )
玉川	13	8	17	22	13	20	21	25	23	39	297	( 2,163 )
相川	2	5	3	3	3	3	1	2	3	8	53	( 378 )
合計	97	109	131	120	121	146	148	142	129	111	1,672	( 11,679 )

## (5) 広報・啓発

### 神奈川環境月間

1972年6月スウェーデンの首都ストックホルムで開催された国連人間環境会議において、環境の汚染、資源の枯渇、開発途上国の開発といった数多くの問題が協議され、人間環境の保全と改善について積極的に努力することが決議された。

また、国連人間環境会議が開催された6月5日を記念して、その日を「世界環境デー」と定め、各国政府、国連機関が環境保全のための啓発活動を展開しようという決議が、同12月の国際会議で決定されるに至った。

我が国においては、平成5年に制定された環境基本法の中で、6月5日が「環境の日」と定められており、環境省所管の下に6月の1箇月間を「環境月間」と定めて、全国的な啓発活動を展開している。

また、神奈川県においても「かながわ環境月間」を定め、環境問題に対する意識の啓発のために、各種事業を実施している。これを受けて、本市においても次のような啓発活動を実施した。

表 - 15) 平成16年度「かながわ環境月間」に伴う啓発活動

活動名称	活動内容	対象数	実施主体
工場・事業場 立入調査	廃棄物焼却炉を設置する事業所等に対し、使用状況調査及び県条例の改正事項について啓発を行った。	14社	神奈川県 厚木市

### 厚木市冬期自動車交通量対策

本市における窒素酸化物による大気汚染が、依然として高レベル傾向にあることから、二酸化窒素濃度が高くなる冬期における自動車の使用抑制など、自動車からの窒素酸化物排出量の削減を全市的に行った。

平成16年12月13日から平成17年1月31日までの期間中、毎週水曜日(7日間)を自動車の使用の抑制日とし、市内の比較的規模の大きな事業所に対して、自動車使用抑制の協力依頼及び啓発チラシの配布等を行った。

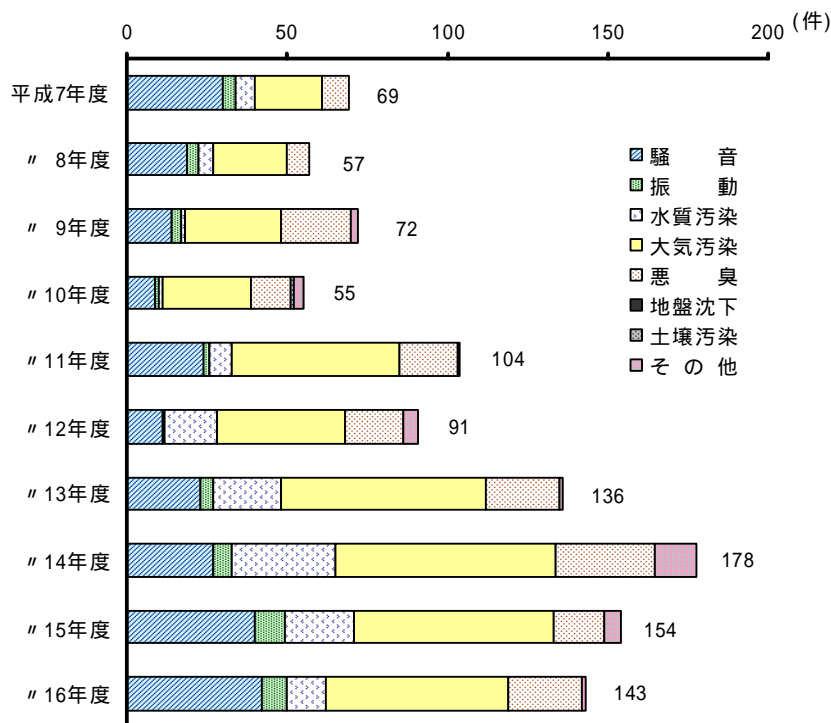
## ( 6 ) 公害苦情の状況

### 平成 16 年度公害苦情の概況

公害苦情の受付件数は、昭和 63 年度にそれまでの最高である 141 件を記録した後、年々減少傾向にあったが、近年ダイオキシン類の問題が浮上し、平成 11 年度以降は焼却炉からのばい煙や野焼きの苦情が増大した。

平成 16 年度の総苦情件数は 143 件と平成 15 年度に引続き緩やかな減少を示している。苦情を種類別に見てみると、相変わらずばい煙や野焼きといった大気汚染苦情が全体の 4 割を占めているが、件数としては年々少しずつ減少している。一方、騒音苦情は平成 12 年度を境に年々増加しており、平成 16 年度にあっては全体の 3 割を占めるものとなった。

図 - 3 ) 公害苦情件数の経年変化



公害苦情の発生状況

平成 16 年度の公害苦情受付件数は 143 件である。その内訳を見ると、例年と同じように、焼却炉や野焼きに関するばい煙苦情及び騒音苦情が最も多くなっている。

表 - 16) 公害苦情の年度別発生状況

種類	年度											割合 (%)
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
騒音	30	19	14	9	24	11	23	27	40	42	29.4	
振動	4	3	3	1	2	1	4	6	9	8	5.6	
水質汚濁	6	5	1	1	7	16	21	32	22	12	8.4	
大気汚染	ばい煙	19	17	29	26	51	36	60	61	59	48	33.6
	粉じん	2	6	0	1	1	3	4	7	3	8	5.6
	ガス	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0.7
悪臭	8	7	22	12	18	18	23	31	16	23	16.1	
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
土壌汚染	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0.0	
その他	0	0	2	3	1	5	1	13	5	1	0.7	
計	69	57	72	55	104	91	136	178	154	143	100	

表 - 17) 平成 16 年度公害苦情の月別発生状況

種類	月												計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
騒音	7	5	3	3	4	5	4	3	3	2	1	2	42
振動	0	0	1	1	1	0	0	1	2	1	0	1	8
水質汚濁	0	1	3	1	1	0	2	0	1	1	1	1	12
大気汚染	ばい煙	2	1	7	6	3	7	4	4	5	3	4	48
	粉じん	1	2	1	0	0	0	1	1	0	0	2	8
	ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
悪臭	3	4	0	5	3	3	1	1	1	0	1	1	23
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	13	14	15	16	12	15	12	10	12	7	8	9	143



平成 16 年度に受付けた苦情を発生源別に見てみると、騒音に係る苦情では製造業及び運輸業が、大気汚染（ばい煙）に係る苦情では農業及び建設業が、悪臭に係る苦情では製造業が多くなっている。

表 - 18) 平成 16 年度公害苦情の業種別発生源件数

業 種	騒音	振動	水質汚濁	大気汚染	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計
農業	0	0	1	8	1	0	0	0	10
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	6	6	1	22	3	0	0	1	39
製造業	10	1	0	4	9	0	0	0	24
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	7	0	0	2	0	0	0	0	9
卸売・小売業	3	0	0	3	0	0	0	0	6
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	3	0	0	1	0	0	0	0	4
飲食店・宿泊業	5	0	0	0	2	0	0	0	7
医療・福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
複合サービス業	1	1	0	1	0	0	0	0	3
サービス業（他に分類されないもの）	3	0	0	5	1	0	0	0	9
公務（他に分類されないもの）	1	0	0	0	0	0	0	0	1
分類不能の産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭生活（個人）	0	0	0	1	2	0	0	0	3
その他	0	0	1	2	0	0	0	0	3
不明	3	0	9	8	5	0	0	0	25
合 計	42	8	12	57	23	0	0	1	143

また、平成 16 年度に受付けた苦情を地区別・用途地域別に見てみると、厚木・依知・睦合等の住居系地域が多い地区では騒音及び悪臭に関する苦情が、睦合・小鮎・荻野等の市街化調整区域が多い地区ではばい煙に関する苦情が多くなっている。

表 - 19) 平成 16 年度公害苦情の地区別発生件数

種類	地区										計
	厚木	依知	睦合	小鮎	荻野	南毛利	玉川	相川	緑ヶ丘	市外	
騒音	10	9	8	3	1	7	2	1	1	0	42
振動	1	4	1	0	0	1	0	0	0	1	8
水質汚濁	2	0	1	2	0	0	5	0	1	1	12
大気汚染	ばい煙	2	7	12	8	7	8	2	0	2	48
	粉じん	1	1	1	0	4	0	1	0	0	8
	ガス	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
悪臭	3	7	4	1	2	5	1	0	0	0	23
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	20	28	27	14	15	21	11	1	4	2	143

表 - 20) 平成 16 年度公害苦情の用途地域別発生件数

発生源に係る用途地域			被害等に係る用途地域		
用途地域	件数	割合 (%)	用途地域	件数	割合 (%)
第一種低層住居専用	2	1.4	第一種低層住居専用	4	2.8
第一種中高層住居専用	11	7.7	第一種中高層住居専用	12	8.4
第二種中高層住居専用	1	0.7	第二種中高層住居専用	2	1.4
第一種住居	21	14.7	第一種住居	24	16.8
第二種住居	4	2.8	第二種住居	3	2.1
準住居	3	2.1	準住居	3	2.1
近隣商業	5	3.5	近隣商業	5	3.5
商業	9	6.3	商業	7	4.9
準工業	17	11.9	準工業	12	8.4
工業	11	7.7	工業	7	4.9
工業専用	3	2.1	工業専用	1	0.7
市街化調整	48	33.6	市街化調整	29	20.3
市外	0	0.0	市外	1	0.7
不明	8	5.6	不明	33	23.1
合計	143	100	合計	143	100

## 公害苦情の被害状況

平成 16 年度に受付けた公害苦情を被害状況別に見てみると、感覚的な被害を訴えるケースが大部分を占めていることがわかる。

表 - 21) 平成 16 年度公害苦情の被害状況

分類	生命 身体	財産	動物 植物	感覚 心理	その他	不明	計
件数	3	0	0	140	0	0	143
割合	2.1%	0%	0%	97.9%	0%	0%	100%

### <分類について>

生命・身体 ...体に直接被害を受けている場合、又は、精神的なもので医療を受けた場合をいう

財産 ...家具や生活用品の破損、汚れ等による被害をいう

動物・植物 ...家畜、愛がん用動物、米麦、野菜及び植物等の動植物被害並びに自然界に生育する動植物の生育環境の悪化による被害をいう

感覚・心理 ...うるさい、くさい、汚い、不快だ等の感覚的・心理的被害で心身の健康を害する程度に至らない程度のものをいう

### 公害苦情の処理状況

平成 16 年度の苦情処理状況は、図 - 4 に示すとおり、新規に受け付けた苦情については 91.6%の解決率となっている。しかし、平成 15 年度以前から処理を継続している苦情については、半分程度の解決率である。新規受付苦情では発生源側の速やかな対処によって解決となっている案件が多いのに対し、継続苦情では感情的なこじれ等によって処理が長引くケースが目立っている。

図 - 4) 平成 16 年度公害苦情の処理状況

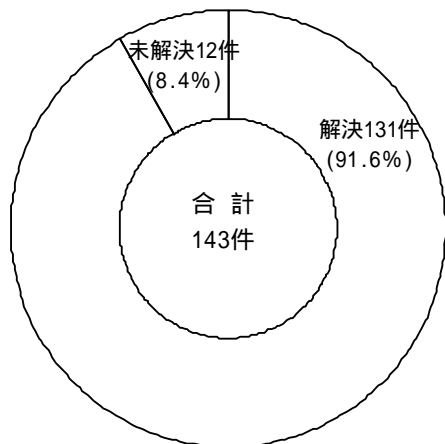


図 - 5) 前年度繰越苦情の処理状況

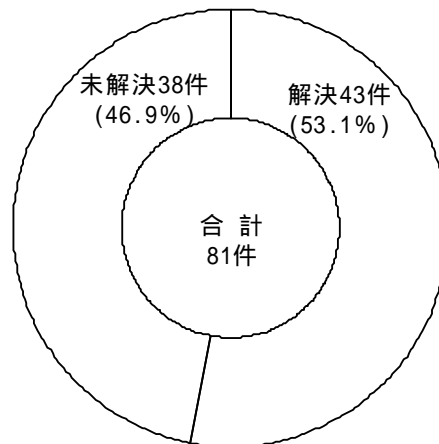


表 - 22) 平成 16 年度公害苦情解決方法

解決の種類	平成 16 年度受付分の解決件数	前年度の繰越分の解決件数	合計	割合 (%)
工場の移転	0	3	3	1.7
工場の改善	3	2	5	2.9
機械施設の改善	5	0	5	2.9
故障の修理・復旧	1	0	1	0.6
作業・操業方法等の改善	66	22	88	50.6
操業時間の改善	0	0	0	0.0
操業行為の中止	13	7	20	11.5
その他	43	9	52	29.9
合計	131	43	174	100

## 2 大気汚染の概況

---

### (1) 概況

#### 大気汚染対策の概要

大気汚染は、事業所等の活動や自動車の走行により排出される汚染物質によって引き起こされるものであり、昭和43年に大気汚染防止法が制定された。

その後、昭和44年に二酸化硫黄の環境基準が定められ、次いで一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの順で5物質が定められ、平成9年度にはベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質の環境基準が定められた。さらに、平成11年度にダイオキシン類の環境基準が定められ、現在は9物質について大気環境基準が定められている。

大気汚染の監視事業については、大気汚染防止法に基づいた県の事務となっている。昭和46年6月には市庁舎屋上に二酸化窒素など当時環境基準が定められた5物質の測定局（一般環境大気測定局、以下「一般局」）が、厚木市寿町1丁目に自動車排出ガス測定局（以下「自排局」）が設置された。寿町の自排局は、平成5年度から金田神社（厚木市金田）に移転され、現在に至っている。平成14年度には、県央地区農政事務所（厚木市水引1丁目）に環境省の自排局が設置され、二酸化窒素や浮遊粒子状物質等を測定している。

また、平成9年度から市庁舎屋上において、神奈川県による有害大気汚染モニタリング調査が開始され、平成10年度からは市内においてダイオキシン類の調査が開始された。平成15年度には市庁舎の耐震工事のため、これらの監視調査は厚木市分庁舎（厚木市中町1丁目）又は総合福祉センター（厚木市中町1丁目）の屋上で実施された。

本市における大気汚染については、昭和40年代前半まで市内にばい煙発生施設が少ないこともあり、ほとんど問題となることはなかった。しかし、昭和46年7月に光化学スモッグによるものと思われる被害が発生し、昭和49年7月4日には厚木市林において酸性雨による被害が発生した。

このため、昭和53年7月から市独自に自動測定機による方法で、玉川中学校（当時厚木市七沢）において光化学オキシダントの調査を開始した。その後も順次測定器を設置し、平成15年度からは新しい自排局（厚木市林）でも測定を開始した。現在では、光化学オキシダントや自動車排出ガスに係る窒素酸化物等の調査を市内6箇所で行っている。

平成16年度の一般局及び自動測定機による測定結果では、光化学オキシダントと二酸化窒素が環境基準を上回っているが、他の物質は環境基準を下回っている。自排局の測定結果では、金田神社において浮遊粒子状物質と二酸化窒素が環境基準を上回り、不燃物処理場跡地（厚木市船子）の測定局においても二酸化窒素が環境基準を上回っていた。

市内事業所に対する大気汚染防止事業としては、6月の環境月間における合同立入調査のほか、大規模廃棄物焼却炉を設置している事業所のばいじん量等の測定を平成11年度から実施している。

大気汚染に係る環境基準について

人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準であり、物質及び基準は表 - 23 のとおりである。環境基準を達成しているかどうかの評価については、短期的・長期的それぞれの観点から評価を行っている。

表 - 23) 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン以内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ダイオキシン類
環境上の条件	年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値が0.06pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

表 - 24) 環境基準の達成評価方法

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
短期的評価	測定日の1日平均値、8時間平均値又は1時間値を環境基準と比較する。				
長期的評価	年間の1日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値を環境基準と比較する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価する。			年間の1日平均値のうち、測定値の低い方から98%に相当するものを環境基準と比較する。	1時間値が0.06ppm以下であること。

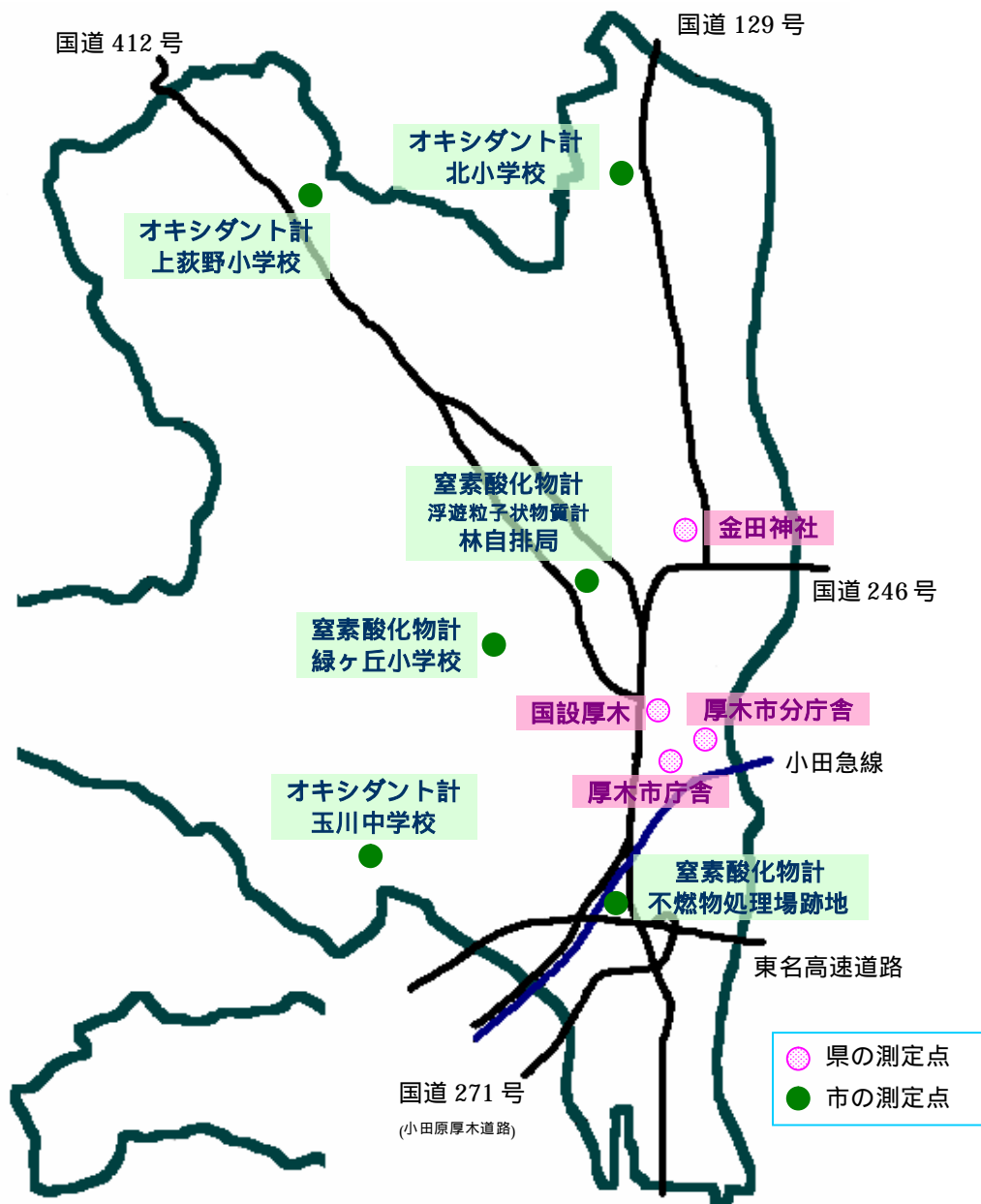
## (2) 神奈川県による大気汚染常時監視測定結果

大気汚染の状況を監視するため、神奈川県環境科学センター（平塚市四之宮）を中心に県下の測定局がテレメータ化され、大気汚染状況の常時監視が行われている。本市においては、図 - 6 のとおり厚木市分庁舎（一般局）、金田神社及び国設厚木（自排局）に設置されている。

厚木市分庁舎では、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、気象等の監視を行っている。

金田神社及び国設厚木では、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、気象等の監視を行っている。

図 - 6) 大気汚染自動測定機設置地点



硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)

硫黄酸化物とは、重油等の硫黄分を含む燃料が燃えて生じた、二酸化硫黄、三酸化硫黄などの物質を言い、人体に対して慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎等の影響を与える代表的な大気汚染物質である。

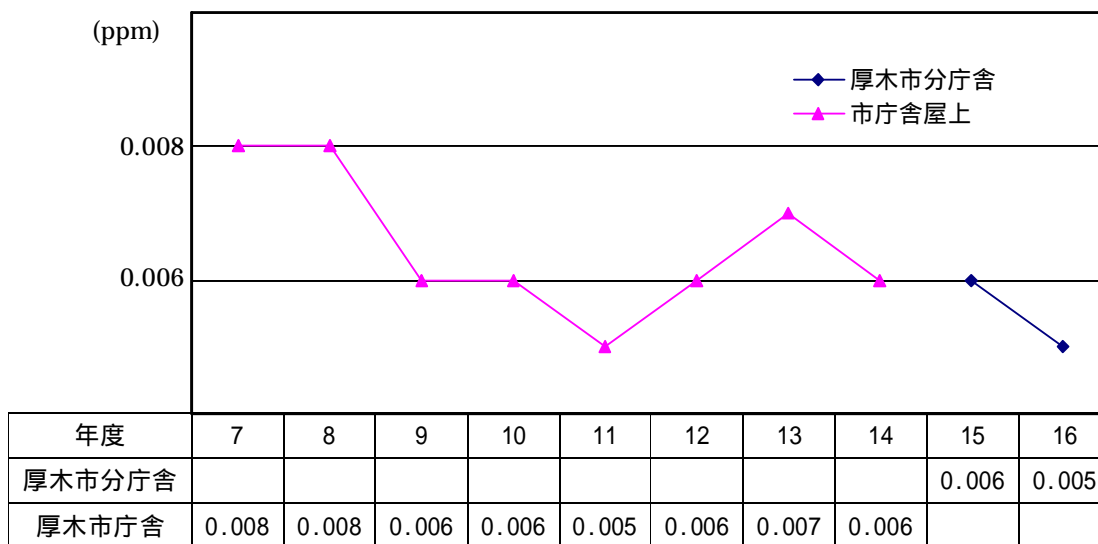
環境基準は、二酸化硫黄について「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること」と定められている。

平成16年度は、平成15年度に引き続き、厚木市分庁舎で測定を実施した。平成16年度の測定結果は、表-25に示すとおり、環境基準を達成している。

表 - 25) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) 測定結果

測定場所	厚木市分庁舎
有効測定日数	359日
測定時間	8584時間
1時間値の年平均値	0.005ppm
1時間値が0.1ppmを越える時間数	0時間 (0.0%)
1時間値の1日平均値が0.04ppmを超える日数	0日 (0.0%)
1日平均値の2%除外値が0.04ppmを超える日数 (長期評価)	0日 (0.0%)
1日平均値が0.04ppmを超えた連続日数(長期評価)	0日

表 - 26) SO<sub>2</sub>濃度の経年変化(1時間値の年平均値)





一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、血液中のヘモグロビンと結びついて体内の酸素交換を妨げるなどの影響を与える物質である。

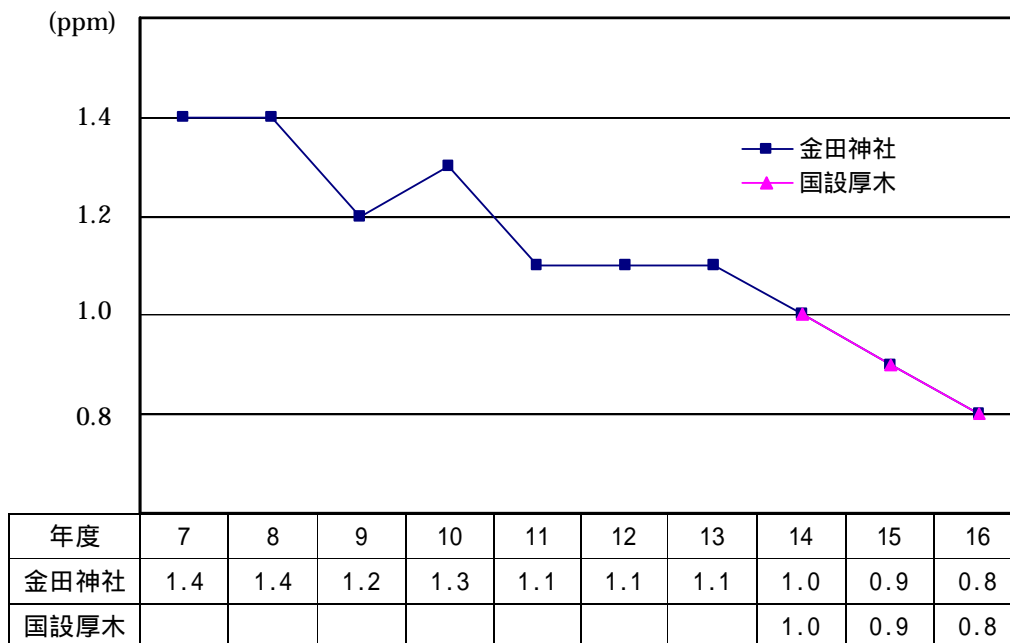
環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること」と定められている。

平成16年度は、平成15年度に引き続き、金田神社及び国設厚木で測定を実施した。平成16年度の測定結果は表-27のとおり、環境基準を達成している。

表-27) 一酸化炭素 (CO) 測定結果

測定場所	金田神社	国設厚木
有効測定日数	365日	365日
測定時間数	8679時間	8689時間
1時間値の年平均値	0.8ppm	0.8ppm
1時間値の1日平均値が10ppmを越える日数	0日(0.0%)	0日(0.0%)
1時間値の8時間平均値が20ppmを超える回数	0回(0.0%)	0回(0.0%)
1日平均値の2%除外値が10ppmを超える日数 (長期評価)	0日(0.0%)	0日(0.0%)
1日平均値が10ppmを超えた連続日数 (長期評価)	0日	0日

表-28) COの経年変化(1時間値の年平均値)



浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質は、粉じん・ばいじん等を総称して呼び、環境基準では粒径 10 μm 以下のものを浮遊粒子状物質と定めている。粒子が非常に小さいため、大気中に長時間とどまり、高濃度では肺や気管等に沈着して呼吸器系に影響を及ぼす。

環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること」と定められている。

平成 16 年度は、平成 15 年度に引き続き、厚木市分庁舎、金田神社、国設厚木で測定を実施した。平成 16 年度の測定結果は、表 - 29 に示すとおりである。

表 - 29) 浮遊物質（SPM）測定結果

測定場所	厚木市分庁舎	金田神社	国設厚木
有効測定日数	322 日	363 日	359 日
測定時間数	7777 時間	8704 時間	8659 時間
1 時間値の年平均値	0.039mg/m <sup>3</sup>	0.036mg/m <sup>3</sup>	0.041mg/m <sup>3</sup>
1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を越える時間数	1 時間 (0.0%)	1 時間 (0.0%)	0 時間 (0.0%)
1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を越える日数	0 日 (0.0%)	1 日 (0.3%)	0 日 (0.0%)
1 日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超える日数 (長期評価)	0 日 (0.0%)	0 日 (0.0%)	0 日 (0.0%)
1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を越えた連続日数 (長期評価)	0 日	0 日	0 日

表 - 30) SPM の経年変化 (1 時間値の年平均値)

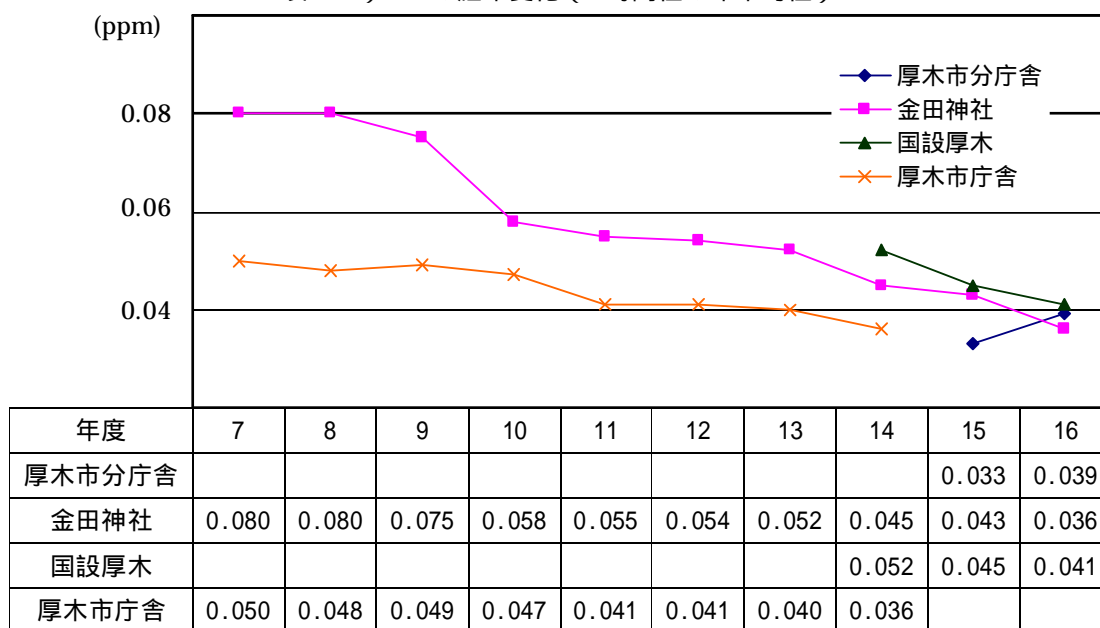


表 - 31) SPM の経年変化 ( 2%除外値が 0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日数 )

年度	12	13	14	15	16
厚木市分庁舎				0	0
金田神社	11	11	9	4	0
国設厚木			11	2	0
厚木市庁舎	0	3	3		

表 - 32) SPM の経年変化 ( 1日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日数 )

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
厚木市分庁舎									0	0
金田神社	81	81	49	14	13	14	13	9	5	1
国設厚木								12	3	0
厚木市庁舎	17	3	9	5	0	1	4	4		

二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素は、物の燃焼や自動車の排気ガスから発生した一酸化窒素が大気中で酸素と反応して生じる物質である。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼすことがあり、また酸性雨や光化学オキシダントの原因物質でもある。

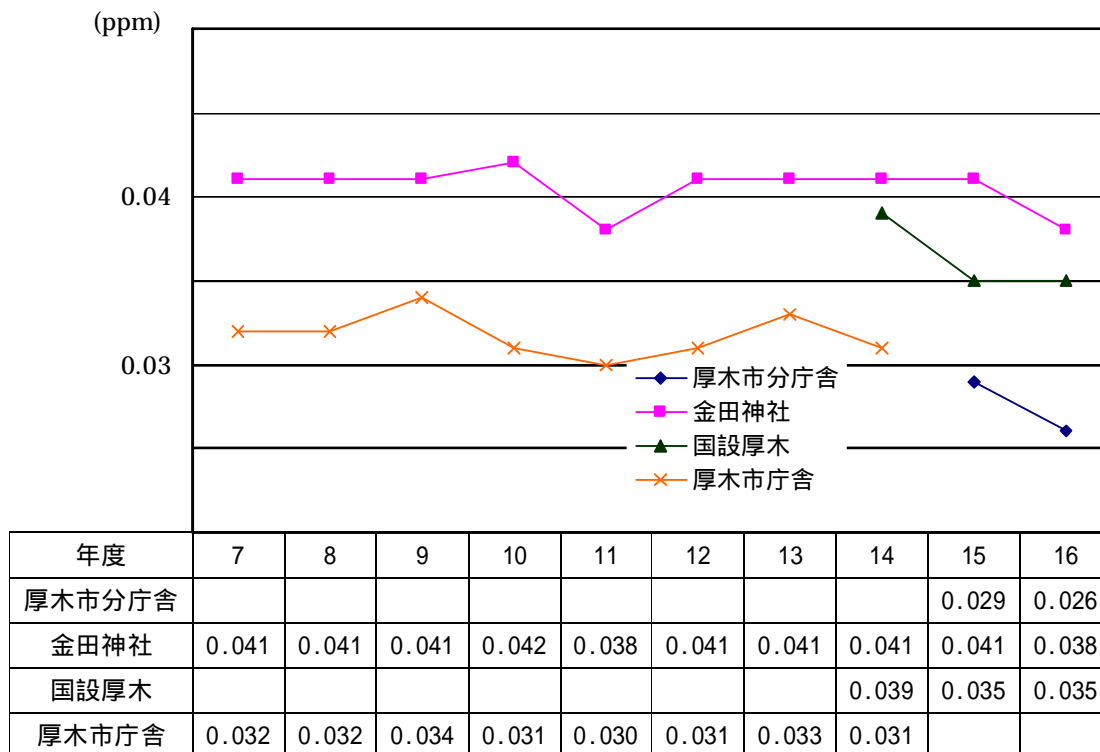
環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること」と定められている。

平成16年度は、平成15年度に引き続き、厚木市分庁舎、金田神社、国設厚木で測定を実施した。平成16年度の測定結果は表-33に示すとおりである。

表-33) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) 測定結果

測定場所	厚木市分庁舎	金田神社	国設厚木
有効測定日数	353日	358日	363日
測定時間数	8452時間	8587時間	8522時間
1時間値の年平均値	0.026ppm	0.038ppm	0.035ppm
1時間値の1日平均値が0.06ppmを越える日数	0日(0.0%)	0日(0.0%)	0日(0.0%)
年間の1日平均値の98%値(長期評価)	0.043ppm	0.058ppm	0.049ppm

表-34) NO<sub>2</sub>の経年変化(1時間値の1日平均値)



### 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、物の燃焼や自動車の排気ガス、工場からの排煙等から発生する窒素酸化物と炭化水素系物質が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こすことによって生じる物質である。光化学スモッグの原因となり、呼吸器系や粘膜を刺激したり、植物の生長に影響を及ぼしたりする。

環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること」と定められている。また、光化学オキシダント濃度が0.12ppmを超える状態が長時間続くと予想されるときには、光化学スモッグ注意報が発令される。

平成16年度は、平成15年度に引き続き、厚木市分庁舎で測定を実施した。平成16年度の測定結果は表-35のとおりである。

表-35) 光化学オキシダント (Ox) 測定結果

測定場所	厚木市分庁舎
有効測定日数	365日
測定時間数	5349時間
1時間値の年平均値	0.023ppm
1時間値が0.06ppmを超えた時間数	55時間(208%)
1時間値が0.12ppmを超えた時間数	0時間(0.0%)

表-36) Oxの経年変化(1時間値の年平均値)

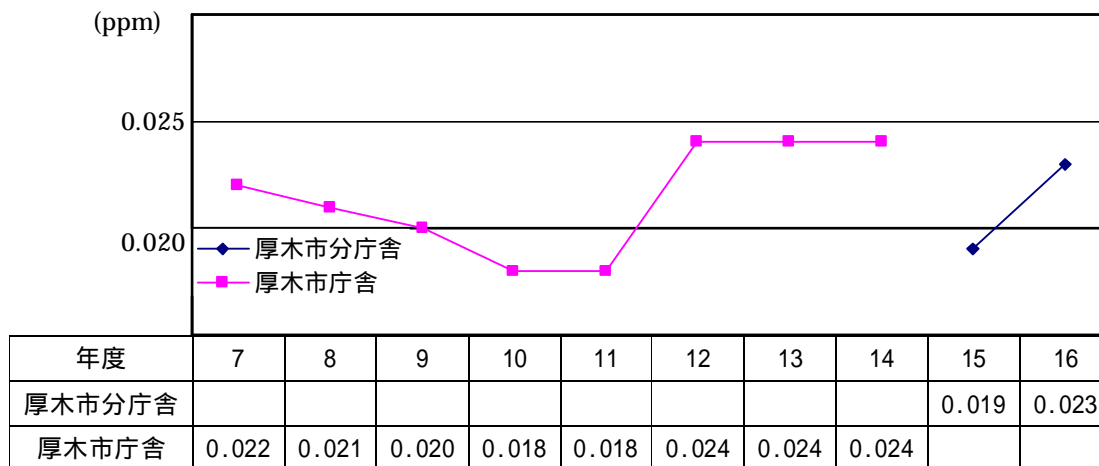


表 - 37) 市内測定点の項目別経年変化一覧(1時間値の年平均値)

	測定項目 [ 単位 ]	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度							
厚木市分庁舎	二酸化硫黄 SO <sub>2</sub> [ ppm ]	(0.008)	(0.008)	(0.006)	(0.006)	(0.005)	(0.006)	(0.007)	(0.006)	0.006	0.005							
	一酸化炭素 CO [ ppm ]	(0.7)	(0.7)	(0.7)	測定終了													
	浮遊粒子状物質 SPM [ mg/m <sup>3</sup> ]	(0.050)	(0.048)	(0.049)	(0.047)	(0.041)	(0.041)	(0.040)	(0.036)	0.033	0.039							
	二酸化窒素 NO <sub>2</sub> [ ppm ]	(0.032)	(0.032)	(0.034)	(0.031)	(0.030)	(0.031)	(0.033)	(0.031)	0.029	0.026							
	オキシダント Ox [ ppm ]	(0.022)	(0.021)	(0.020)	(0.018)	(0.018)	(0.024)	(0.024)	(0.024)	0.019	0.023							
金田神社	一酸化炭素 CO [ ppm ]	1.4	1.4	1.2	1.3	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8							
	浮遊粒子状物質 SPM [ mg/m <sup>3</sup> ]	0.080	0.080	0.075	0.058	0.055	0.054	0.052	0.045	0.043	0.036							
	二酸化窒素 NO <sub>2</sub> [ ppm ]	0.041	0.041	0.041	0.042	0.038	0.041	0.041	0.041	0.041	0.038							
国設厚木	一酸化炭素 CO [ ppm ]								1.0	0.9	0.8							
	浮遊粒子状物質 SPM [ mg/m <sup>3</sup> ]								平成 14 年度に新設							0.051	0.045	0.041
	二酸化窒素 NO <sub>2</sub> [ ppm ]															0.039	0.035	0.035

( )の数値は、市庁舎屋上での測定値

(3) 市の自動測定機によるオキシダント濃度調査

玉川中学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間 平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 17 年 3 月 31 日

調査場所 厚木市小野 301-10 厚木市立玉川中学校

調査方法 島津製作所製 UVAD-1000A (乾式) による自動測定

この測定局は、昭和 59 年 7 月から湿式による測定を開始し、平成 12 年 2 月から乾式の測定機による方法に切り換えた。

調査結果 測定結果は表 - 38 のとおりである。

測定結果を環境基準と比較すると、1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が 442 時間あり、平成 15 年度と比較して 135 時間増えた。また、全測定時間数 8699 時間に対する割合は 5.1%であった。光化学スモッグ注意報発令の目安となる 0.12ppm を超えた時間数は 6 時間あった。

なお、1 時間値の年平均値は 0.027ppm で、昨年より低い結果となった。

平成 16 年度における 1 時間値の最高値は、7 月 15 日午後 3 時の 0.133 ppm であった。

表 - 38) 玉川中学校 O<sub>x</sub> 測定結果

測定場所	玉川中学校
有効測定日数	364 日
測定時間数	8699 時間
1 時間値の年平均値	0.027ppm
1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	442 時間 (5.1%)
1 時間値が 0.12ppm を超えた時間数	6 時間 (0.1%)

表 - 39) 玉川中学校 O<sub>x</sub> 経年変化 (1 時間値の年平均値)

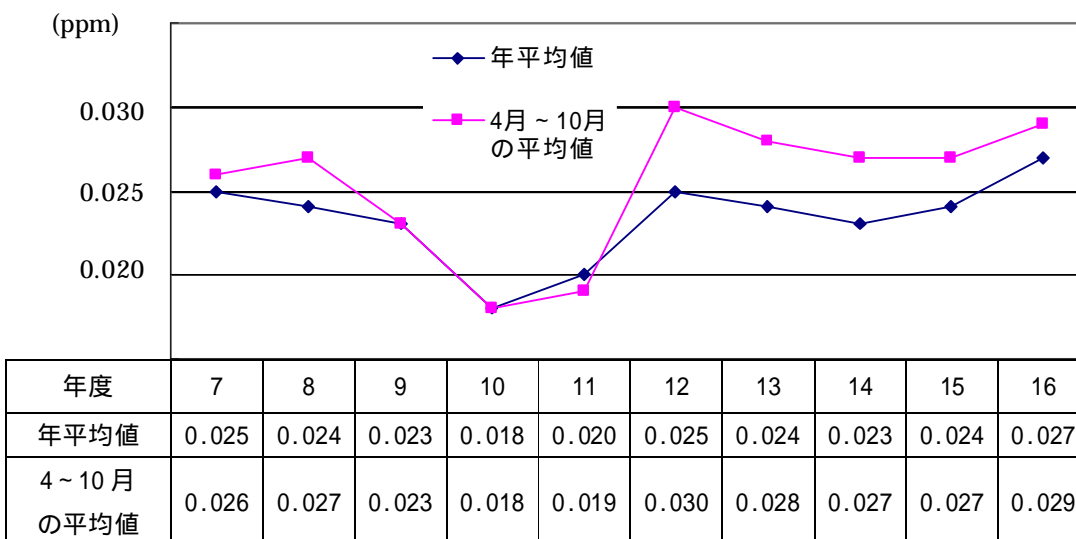


表 - 40) 玉川中学校 0x 測定結果 (月別一覧)

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	全期間
1 時間値の平均値 (ppm)	0.041	0.031	0.031	0.031	0.023	0.026	0.024	0.020	0.015	0.023	0.025	0.034	0.027
1 時間値の最高値 (ppm)	0.101	0.126	0.107	0.133	0.131	0.105	0.071	0.067	0.042	0.048	0.055	0.090	0.133
測定時間数	716	740	716	738	735	715	741	716	739	736	668	739	8699
0.06ppm を超える時間数	105	50	63	95	45	36	5	3	0	0	0	40	442
割合 (%)	14.7	6.8	8.8	12.9	6.1	5.0	0.7	0.4	0	0	0	5.4	5.1
0.12ppm を超える時間数	0	1	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	6
割合 (%)	0.0	0.1	0	0.5	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0.1
5 時 ~ 20 時の測定時間数	446	461	446	459	456	445	462	446	460	457	416	460	5414
0.06ppm を超える時間数	94	50	63	95	45	36	5	3	0	0	0	35	426
割合 (%)	21.1	10.8	14.1	20.7	9.9	8.1	1.1	0.7	0	0	0	7.6	7.9
0.12ppm を超える時間数	0	1	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	5
割合 (%)	0	0.2	0	0.9	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0.1



### 北小学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間 平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日

調査場所 厚木市山際 658 厚木市立北小学校

測定方法 島津製作所製 UVAD-1000A（乾式）による自動測定

この測定局は、昭和 54 年 9 月から湿式による測定を開始し、平成 12 年 2 月から乾式の測定機による方法に切り換えた。

調査結果 測定結果は表 - 41 のとおりである。

測定結果を環境基準と比較すると、1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が 321 時間あり、平成 15 年度と比較して 116 時間増えた。また、全測定時間数 8048 時間に対する割合は 4.0%であった。光化学スモッグ注意報発令の目安となる 0.12ppm を超えた時間数はなかった。

なお、1 時間値の年平均値は 0.020ppm で、昨年より低い結果となった。

平成 16 年度における 1 時間値の最高値は、7 月 15 日午後 3 時の 0.127 ppm であった。

表 - 41) 北小学校 O<sub>x</sub> 測定結果

測定場所	北小学校
有効測定日数	330 日
測定時間数	8048 時間
1 時間値の年平均値	0.020ppm
1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	321 時間 (4.0%)
1 時間値が 0.12ppm を超えた時間数	0.0 時間 (1%)

表 - 42) 北小学校 O<sub>x</sub> 経年変化 (1 時間値の年平均値)

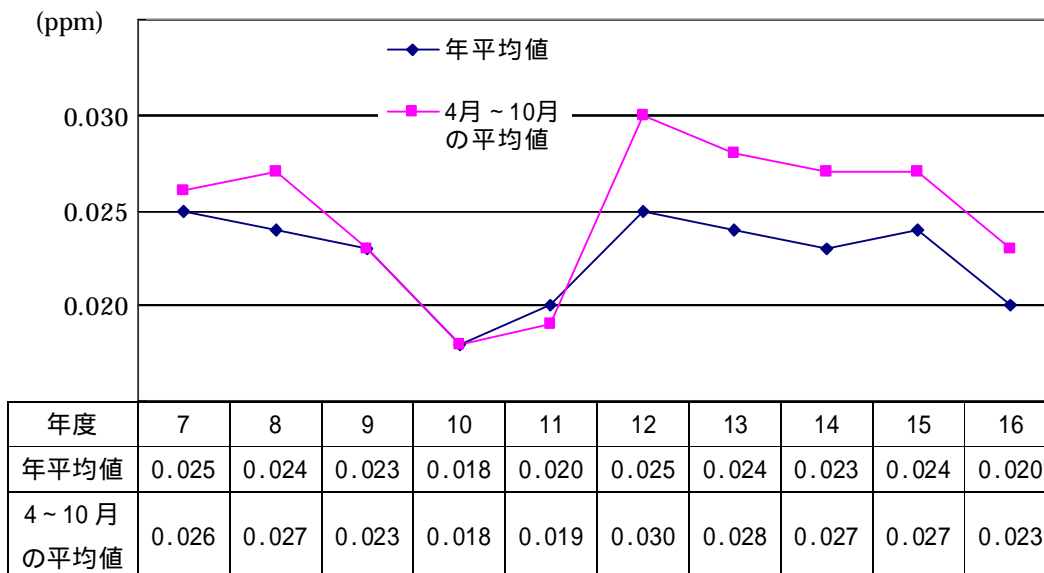


表 - 43) 北小学校 O<sub>x</sub> 測定結果 (月別一覧)

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	全期間
1 時間値の平均値 (ppm)	0.032	0.024	0.024	0.026	0.018	0.020	0.014	0.013	0.009	0.015	0.017	0.023	0.020
1 時間値の最高値 (ppm)	0.095	0.116	0.114	0.127	0.105	0.099	0.069	0.068	0.044	0.044	0.050	0.073	0.127
測定時間数	716	740	717	734	737	279	526	716	739	737	668	739	8048
0.06ppm を超える時間数	65	40	48	85	43	17	3	5	0	0	0	15	321
割合 (%)	9.1	5.4	6.7	11.6	5.8	6.1	0.6	0.7	0	0	0	2	4.0
0.12ppm を超える時間数	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
割合 (%)	0	0	0	0.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
5 時 ~ 20 時の測定時間数	446	461	447	455	458	169	322	446	460	458	416	460	4998
0.06ppm を超える時間数	63	40	47	85	43	17	3	5	0	0	0	14	317
割合 (%)	14.1	8.7	10.5	18.7	9.4	10.1	0.9	1.1	0	0	0	3.0	6.3
0.12ppm を超える時間数	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
割合 (%)	0	0	0	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0

上荻野小学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間 平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日

調査場所 厚木市上荻野 1429 厚木市立上荻野小学校

測定方法 電気化学計器製 GXH-72M (湿式) による自動測定

この測定局は、昭和 54 年 9 月から測定を開始し、平成 2 年 5 月に機器を更新して現在に至っている。

調査結果 測定結果は表 - 44 のとおりである。

測定結果を環境基準と比較すると、1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が 77 時間あり、平成 15 年度と比較して 113 時間減った。また、全測定時間数 7976 時間に対する割合は 1.0% であった。光化学スモッグ注意報発令の目安となる 0.12ppm を超えた時間数はなかった。

なお、1 時間値の年平均値は 0.021ppm で、昨年より低い結果となった。

平成 16 年度における 1 時間値の最高値は、8 月 14 日午後正午の 0.095 ppm であった。

表 - 44) 上荻野小学校 O<sub>x</sub> 測定結果

測定場所	上荻野小学校
有効測定日数	343 日
測定時間数	7976 時間
1 時間値の年平均値	0.021ppm
1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	77 時間 (1.0%)
1 時間値が 0.12ppm を超えた時間数	0 時間 (0%)

表 - 45) 上荻野小学校 O<sub>x</sub> 経年変化 (1 時間値の年平均値)

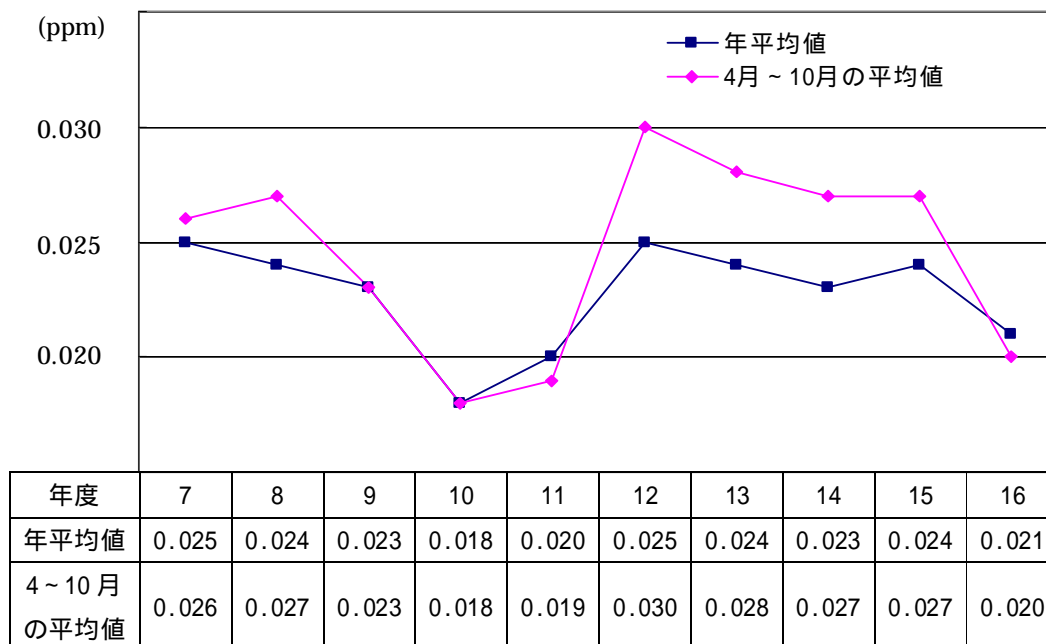


表 - 46) 上荻野小学校 0x 測定結果 (月別一覧)

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	全期間
1 時間値の平均値 (ppm)	0.027	0.021	0.020	0.016	0.016	0.017	0.020	0.021	0.016	0.020	0.024	0.030	0.021
1 時間値の最高値 (ppm)	0.067	0.086	0.084	0.094	0.095	0.070	0.058	0.065	0.043	0.046	0.049	0.070	0.095
測定時間数	683	706	682	632	474	679	705	681	705	692	636	701	7976
0.06ppm を超える時間数	5	13	9	18	11	7	0	2	0	0	0	12	77
割合 (%)	0.7	1.8	1.3	2.8	2.3	1.0	0	0.3	0	0	0	1.7	1.0
0.12ppm を超える時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 時 ~ 20 時の測定時間数	443	458	442	397	295	439	456	441	457	444	412	453	5137
0.06ppm を超える時間数	5	13	9	18	11	7	0	2	0	0	0	12	77
割合 (%)	1.1	2.8	2.0	4.5	3.7	1.6	0	0.5	0	0	0	2.6	1.5
0.12ppm を超える時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### (4) 市の自動測定機による窒素酸化物濃度調査

##### 不燃物処理場跡地における窒素酸化物濃度調査

調査期間 平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日

調査場所 厚木市船子 262 厚木市不燃物処理場跡地

測定方法 島津製作所製 CLAD-1000A (乾式) による自動測定

この測定局は、昭和 55 年 9 月から湿式による測定を開始し、平成 12 年 2 月から乾式の測定機による方法に切り換えた。

測定結果 平成 16 年度の測定結果は表 - 47 のとおりである。

環境基準の設定されている二酸化窒素の測定結果については、1 時間値が 0.06ppm を超えた日数が 6 日あり、平成 15 年度と比較して 4 日増えた。また、全測定日数 8644 日に対する割合は 1.6% であった。年間の 1 日平均値のうち、測定値の低い方から 98% に相当する値は 0.060ppm であり、長期的に評価して環境基準に適合している。

なお、1 時間値の年平均値は 0.038ppm で、昨年よりやや高かった。

一酸化窒素については環境基準の設定はないが、平成 16 年度の 1 時間値の年平均値は 0.111ppm であり、昨年度と比べやや増加した。

表 - 47) 不燃物処理場跡地 NO<sub>2</sub> 測定結果

測定場所	不燃物処理場跡地
有効測定日数	364 日
測定時間数	8644 時間
1 時間値の年平均値	0.038ppm
1 日平均値が 0.06ppm を超えた日数	6 日 (1.6%)
年間 1 日平均値の 98% 値	0.060ppm

表 - 48) 不燃物処理場跡地 NO<sub>x</sub> 経年変化 (1 時間値の年平均値)

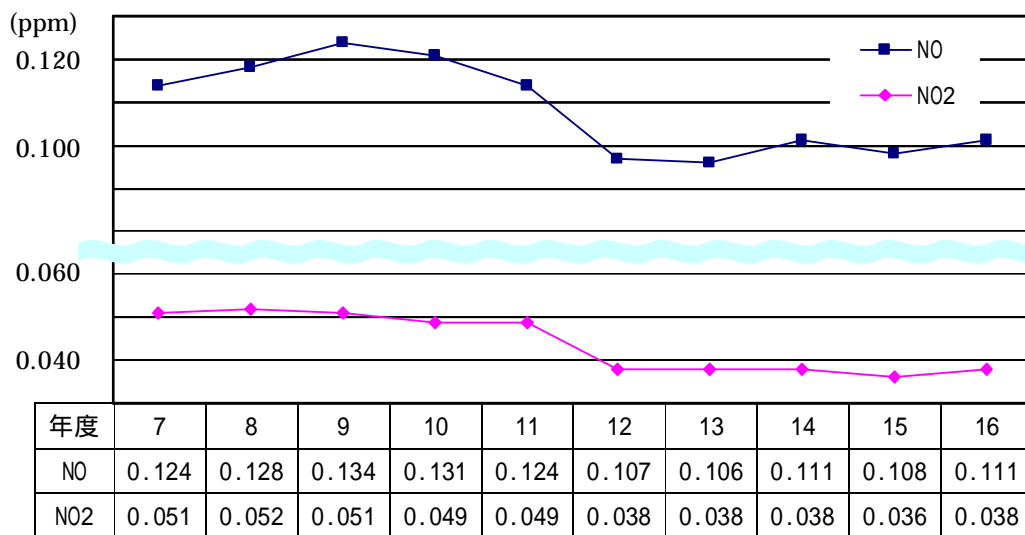


表 - 49) 不燃物処理場跡地 NOx 測定結果 (月別一覧)

項目		月												全期間
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
二 酸 化 窒 素	1 時間値の平均値 (ppm)	0.038	0.037	0.032	0.028	0.026	0.034	0.041	0.043	0.045	0.042	0.044	0.048	0.038
	1 時間値の最高値 (ppm)	0.085	0.109	0.083	0.067	0.076	0.080	0.085	0.086	0.087	0.094	0.084	0.108	0.109
	測定時間数	712	737	712	731	736	710	733	715	736	727	664	731	8644
	日平均値が 0.04 ~ 0.06ppm の範囲内にある日数	13	15	8	2	4	11	18	21	22	16	18	18	166
	割合 (%)	43.3	48.4	26.7	6.5	12.9	36.7	58.1	70	71	53.3	64.3	58.1	45.6
	日平均値が 0.06ppm を 超える日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	6
割合 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.3	0	16.1	1.6	
一 酸 化 窒 素	1 時間値の平均値 (ppm)	0.082	0.085	0.078	0.073	0.071	0.090	0.128	0.149	0.171	0.143	0.136	0.128	0.111
	1 時間値の最高値 (ppm)	0.361	0.363	0.335	0.335	0.334	0.332	0.595	0.442	0.468	0.645	0.505	0.500	0.645
	測定時間数	712	737	712	731	736	710	733	715	736	727	664	731	8644

緑ヶ丘小学校における窒素酸化物濃度調査

調査期間 平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日

調査場所 厚木市緑ヶ丘 4-1-1 厚木市立緑ヶ丘小学校

測定方法 島津製作所製 CLAD-1000A (乾式) による自動測定

この測定局は、昭和 60 年 9 月から湿式による測定を開始し、平成 4 年 8 月に機器の更新を行い、平成 15 年 3 月から乾式の測定機による方法に切り換えた。

測定結果 平成 16 年度の測定結果は表 - 50 のとおりである。

環境基準の設定されている二酸化窒素の測定結果については、1 時間値が 0.06ppm を超えた日数はなく、平成 15 年度と同様だった。年間の 1 日平均値のうち、測定値の低い方から 98% に相当する値は 0.031ppm であり、長期的に評価して環境基準に適合している。

なお、1 時間値の年平均値は 0.015ppm で、昨年より低い結果となった。

一酸化窒素については、環境基準の設定はないが、平成 16 年度の 1 時間値の年平均値は 0.007ppm であり、昨年度と同程度であった。

表 - 50) 緑ヶ丘小学校 NO<sub>2</sub> 測定結果

測定場所	緑ヶ丘小学校
有効測定日数	360 日
測定時間数	8532 時間
1 時間値の年平均値	0.015ppm
1 日平均値が 0.06ppm を超えた日数	0 日 (0.0%)
年間 1 日平均値の 98% 値	0.031ppm

表 - 51) 緑ヶ丘小学校 NO<sub>x</sub> 経年変化 (1 時間値の年平均値)

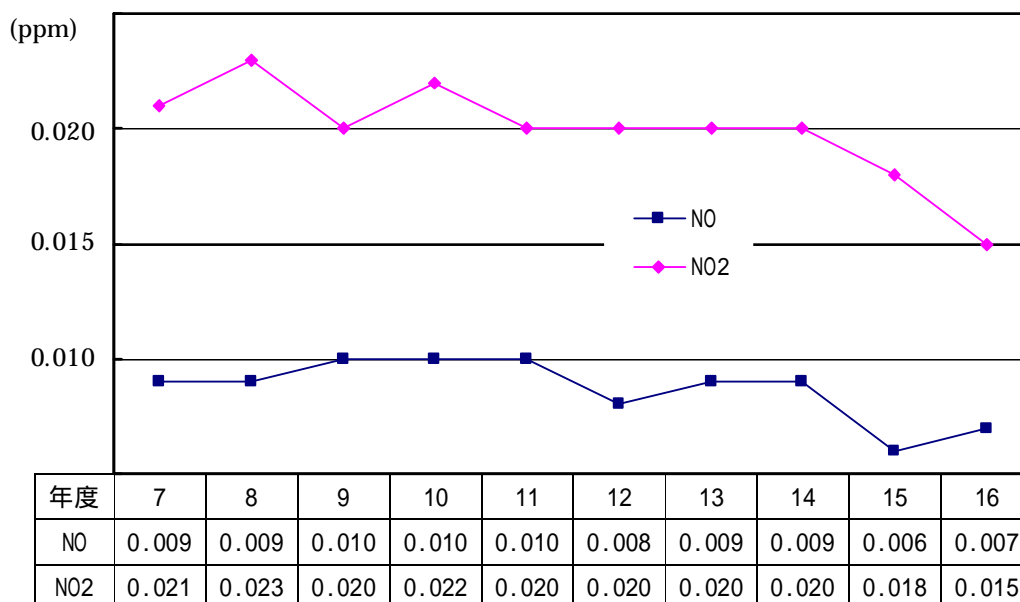


表 - 52) 緑ヶ丘小学校 NOx 測定結果 (月別一覧)

項目		月												全期間
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
二酸化窒素	1 時間値の平均値 (ppm)	0.016	0.017	0.014	0.012	0.010	0.013	0.012	0.012	0.017	0.017	0.020	0.021	0.015
	1 時間値の最高値 (ppm)	0.055	0.063	0.048	0.039	0.038	0.040	0.052	0.061	0.048	0.050	0.056	0.061	0.063
	測定時間数	712	736	712	726	729	705	725	702	664	727	666	728	8532
	日平均値が 0.04 ~ 0.06ppm の範囲にある日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	割合 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.2	0.3
	日平均値が 0.06ppm を超える日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一酸化窒素	1 時間値の平均値 (ppm)	0.003	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006	0.015	0.015	0.010	0.008	0.008	0.007
	1 時間値の最高値 (ppm)	0.052	0.073	0.059	0.027	0.090	0.051	0.059	0.180	0.130	0.116	0.175	0.192	0.192
	測定時間数	712	736	712	726	729	705	725	702	664	727	666	728	8532



### 林自動車排出ガス測定局における窒素酸化物濃度調査

調査期間 平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日

調査場所 厚木市林 5 丁目 12 番

測定方法 島津製作所製 CLAD-1000A (乾式) による自動測定

この測定局は、平成 15 年 8 月から乾式による測定を開始した。なお、測定結果の評価については、平成 16 年度分から行っている。

測定結果 平成 16 年度の測定結果は表 - 53 のとおりである。

環境基準の設定されている二酸化窒素の測定結果は、1 時間値が 0.06 ppm を超えた日数は 0 日だった。年間の 1 日平均値のうち、測定値の低い方から 98% に相当する値は 0.034ppm であり、長期的に評価して環境基準に適合している。

なお、1 時間値の年平均値は 0.019ppm であった。

一酸化窒素については、環境基準の設定はないが、平成 16 年度の 1 時間値の年平均値は 0.017ppm であった。

表 - 53) 林測定局 NO<sub>2</sub> 測定結果

測定場所	林測定局
有効測定日数	337 日
測定時間数	8034 時間
1 時間値の年平均値	0.019ppm
1 日平均値が 0.06ppm を超えた日数	0 日 (0.0%)
年間 1 日平均値の 98% 値	0.034ppm

表 - 54) 林測定局 NOx 測定結果 (月別一覧)

項目		月												全期間
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
二酸化窒素	1 時間値の平均値 (ppm)	0.014	0.015	0.015	0.015	0.013	0.018	0.019	0.023	0.024	0.021	0.024	0.026	0.019
	1 時間値の最高値 (ppm)	0.039	0.045	0.043	0.044	0.046	0.051	0.068	0.068	0.061	0.056	0.059	0.066	0.068
	測定時間数	158	726	705	715	734	707	733	709	731	725	662	729	8034
	日平均値が 0.04 ~ 0.06ppm の範囲内にある日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	割合 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6.7	0.6
	日平均値が 0.06ppm を 超える日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一酸化窒素	1 時間値の平均値 (ppm)	0.009	0.008	0.010	0.007	0.010	0.012	0.015	0.027	0.032	0.028	0.023	0.020	0.017
	1 時間値の最高値 (ppm)	0.045	0.126	0.095	0.053	0.091	0.067	0.088	0.134	0.186	0.209	0.253	0.203	0.253
	測定時間数	158	726	705	715	734	707	733	709	731	725	662	729	8034

( 5 ) 市の自動測定機による浮遊物質量調査

林自動車排出ガス測定局における浮遊物質量調査

調査期間 平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 17 年 3 月 31 日

調査場所 厚木市林 5 丁目 12 番

測定方法 島津製作所製 BRAD-1000A による自動測定

この測定局は、平成 15 年 8 月から測定を開始した。なお、測定結果の評価については、平成 16 年度分から行っている。

測定結果 平成 16 年度の測定結果は表 - 55 のとおりである。

測定結果を環境基準と比較すると、短期評価のうち、1 時間値が 0.20 mg/m<sup>3</sup> を超えた時間数は 1 時間だった。また、1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> を超えた日はなかった。1 日平均値の低い方から 98% に相当する値は 0.073 mg/m<sup>3</sup> であり、長期的に評価して環境基準に適合している。

なお、1 時間値の年平均値は 0.036mg/m<sup>3</sup> であった。

表 - 55 ) 林測定局 SPM 測定結果

測定場所	林測定局
有効測定日数	357 日
測定時間数	8539 時間
1 時間値の年平均値	0.036mg/m <sup>3</sup>
1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	1 時間 ( 0.0% )
1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	0 日 ( 0.0% )
年間 1 日平均値の 98% 値	0.073mg/m <sup>3</sup>

表 - 56) 林測定局 SPM 測定結果 (月別一覧)

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	全期間
1 時間値の平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.039	0.043	0.044	0.051	0.038	0.038	0.030	0.035	0.031	0.026	0.025	0.032	0.036
1 時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.102	0.209	0.121	0.132	0.104	0.131	0.096	0.110	0.106	0.098	0.089	0.131	0.209
測定時間数	536	744	717	737	742	717	743	714	739	741	668	741	8539
1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> を超える時間数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合 (%)	0	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> を超える日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (6) 光化学スモッグ

### 概況

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素系物質は、一定の気象条件がそろると光化学反応を起こし、光化学オキシダント等の二次汚染物質を生じる。光化学スモッグは、オゾンや光化学オキシダント等の汚染物質が拡散せず、白くもやがかかったような状態になる現象である。

光化学スモッグは、目や呼吸器系を刺激したり、植物の生長に障害を与えたりする。昭和45年に東京都で光化学スモッグによる被害が生じ、翌昭和46年には厚木市立玉川中学校でも生徒に被害が発生するなど、全国的に大きな社会問題となった。

光化学スモッグが発生しやすい気象条件は、表-57のとおりである。これらの条件が重なる夏期は特に発生しやすく、神奈川県では毎年4月から10月までを光化学スモッグ対策期間として、情報提供を行っている。

表-57) 光化学スモッグが発生しやすい気象条件

項目	条件
風向	朝 北よりの風、日中 南よりの海風
風速	無風または弱風、毎秒 3m 未満
視程	6km 以下（遠くの山や建物がかすむ）
気温	日中の最高気温が 25 以上
日射	午後 2 時以前に少なくとも 2~3 時間
天候	晴れ又は薄曇り
湿度	相対湿度 60% 以上（蒸し暑いと感じる）

### 光化学スモッグ注意報発令状況

神奈川県では4月から10月までの7ヶ月間を、光化学スモッグ注意報の発令期間としている。光化学オキシダント濃度が上がり、気象条件によって高濃度の状態が続くと予想されるときには、光化学スモッグ情報が出される。光化学スモッグ情報の種類と提供条件及び平成16年度の発令回数は、表-58及び59のとおりである。

光化学スモッグ注意報は、神奈川県内を8つの地域に分け、それぞれの地域ごとに発令される。厚木市を含む県央地域では、平成16年度に注意報が1回発令された。

なお、平成4年度以降、本市では光化学スモッグによる被害者は出ていない。

表-58) 光化学大気汚染情報の内容

情報	内容
C型	光化学スモッグが発生するおそれはない
B型	気象条件によっては、光化学スモッグが発生するおそれがある
A型	光化学スモッグが発生するおそれが大きい
注意報	現在、光化学スモッグ注意報が発令されている（Ox濃度0.12ppm以上）
警報	現在、光化学スモッグ警報が発令されている（Ox濃度0.24ppm以上）

表 - 59) 光化学スモッグ注意報発令状況 ( 県央地域 )

回数	発令日	発令時刻 ～ 解除時刻	発令場所	Ox 最高濃度	
				濃度 ( ppm )	発生時刻
1	7月7日 ( 水 )	13:20 ~ 14:20	相模原市役所	0.133ppm	13:00

表 - 60) 光化学スモッグ注意報発令回数の推移

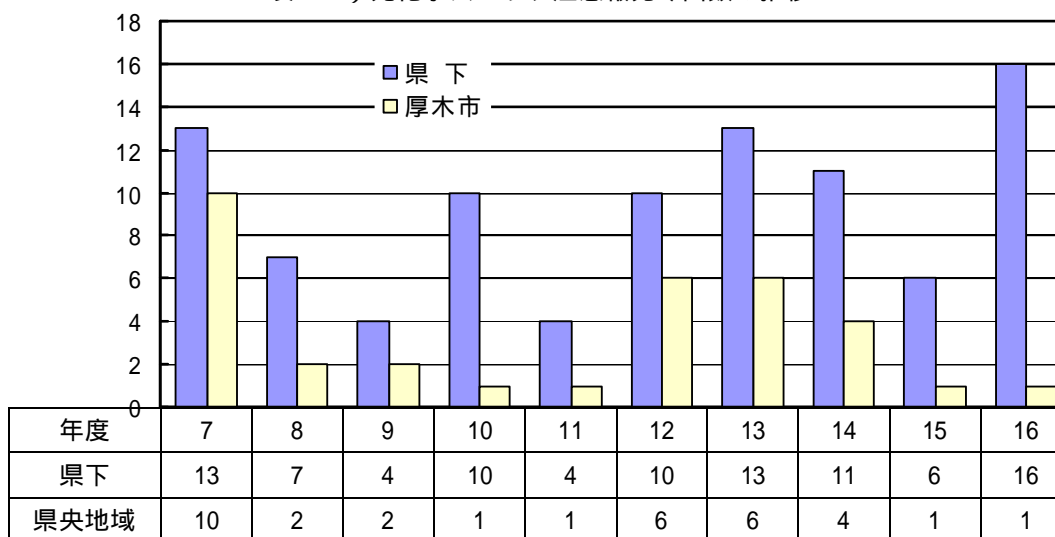
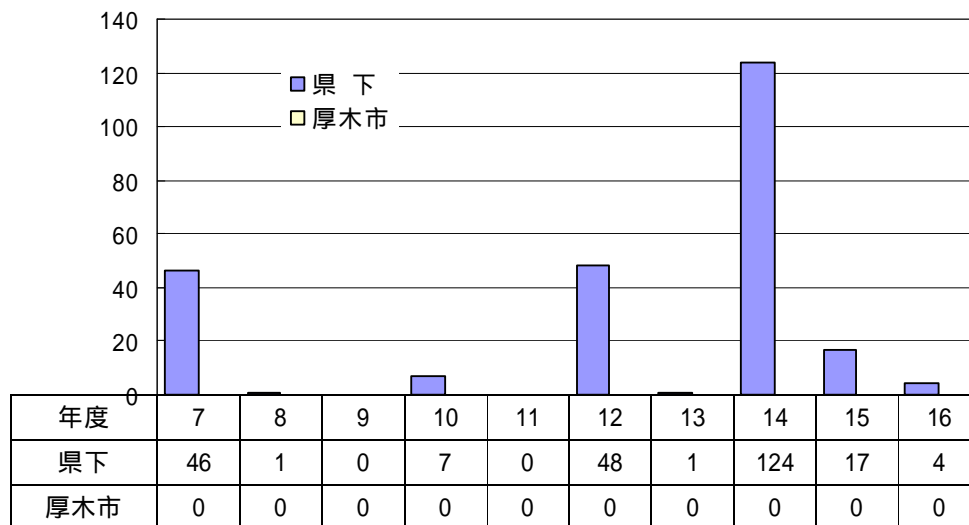


表 - 61) 光化学スモッグによる被害状況の推移



## 光化学スモッグ対策

光化学スモッグによる被害防止のため、神奈川県では昭和 46 年 5 月に「光化学公害緊急時の暫定措置要綱」を定め、緊急時の体制を整備するとともに、昭和 47 年 6 月には「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」を制定・施行した。厚木市においても、昭和 46 年 7 月に「厚木市光化学スモッグ公害対策実施要綱」を定めた。その後、さらにこの体制を強化するため、昭和 58 年 4 月に全面改正を行い、新たに「厚木市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」とし、注意報等の緊急時措置が発令された際の被害防止に努めている。

この要綱では、光化学スモッグによる被害防止対策として、県から寄せられる注意報発令等の情報を、次のような方法で周知している。

### 防災行政無線による放送

市内 267 箇所に設置された防災行政無線網を使用し、市内全域に情報伝達を行う。

昭和 57 年度から運用。

### メールマガジンによる情報配信

あつぎメールマガジンの「防災行政無線情報」で、光化学スモッグ注意報発令情報を登録者に配信する。パソコン・携帯電話で登録可能。最新 5 件のバックナンバーは、登録者以外でも閲覧できる。

### 公共施設等での表示板の掲示

市内 32 箇所に「光化学スモッグ注意報発令中」等の表示板を掲出する。

掲出場所：市庁舎・第二庁舎、市消防本部、総合福祉センター、保健センター・パートナーセンター、市役所駅連絡所（本厚木駅・愛甲石田駅）、文化会館、七沢自然教室、中央図書館、市立公民館（15 館）、荻野運動公園、市営グラウンド、市営玉川野球場、及川球技場、南毛利テニスコート、資源化センター、勤労福祉センター、市立病院

### 神奈川県テレホンサービス

4 月から 10 月までの期間、自動音声により光化学スモッグ情報を提供している。毎日、午前 10 時（当日予報）と午後 5 時（翌日情報）に情報更新を行うほか、注意報等発令時には随時提供内容が更新される。（0463-24-3322）

### 報道機関に対する情報提供

注意報等が発令された場合に、神奈川県環境農政部大気水質課が記者発表を行う。

内容は、神奈川県のホームページで閲覧できる。

### 小・中学校への周知

市生活環境課から、市教育委員会保健給食課を通じて周知する。

なお、市内の高等学校へは、県大気水質課が緊急連絡網によって周知する。

### 保育園・保育所への周知

市生活環境課から、児童福祉課を通じて周知する。

### 幼稚園への周知

市生活環境課から、各幼稚園へ周知する。

### 児童クラブへの周知

市生活環境課から、青少年課を通じて周知する。

### (7) ダイオキシン類環境調査

ダイオキシン類は、物を燃やすときなどに副生成物として自然に生成してしまう物質である。廃棄物の焼却施設や自動車排出ガス、たばこの煙などが主な発生源として知られている。水に溶けにくく蒸発もしにくい、油には溶けやすいという性質がある。

ダイオキシン類が環境中に放出された後、どのような動きをするのかは詳しくわかっていない。例えば、大気中のダイオキシン類が次第に地面に落ち、土壌や水に混じって河川や海に流出し、食物連鎖等によって魚介類の体内に蓄積されると考えることができる。また、植物の葉にダイオキシン類が付着し、これらをえさとする動物の体内に取り込まれると考えることもできる。このような結果、ダイオキシン類を含む食品を食べたり、空気を吸ったりすることにより、人体に取り込まれて健康に影響を及ぼすことがある。

平成 11 年 7 月に制定されたダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気・水質・土壌に係る環境基準が定められ、平成 12 年 1 月 15 日から基準が適用されている。また、平成 14 年 7 月には水底の底質に係る環境基準が定められ、同年 9 月 1 日から施行されている。

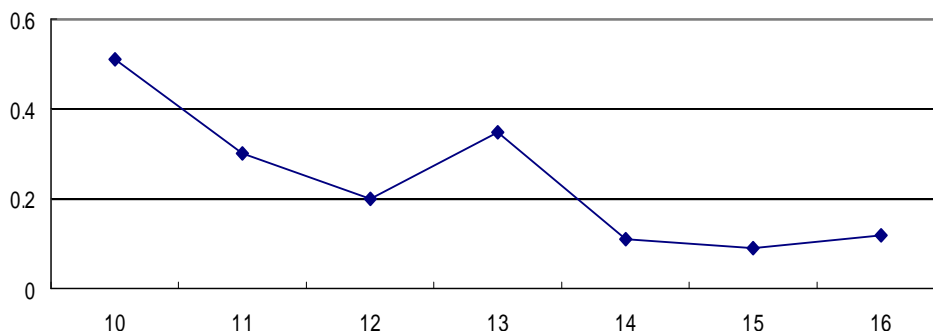
大気中のダイオキシン類調査については、平成 10 年度から、厚木市庁舎が神奈川県常時監視調査の定点となっており、年 4 回の調査が行われてきた。平成 15 年度からは、市庁舎の耐震工事に伴い、市総合福祉センター（中町 1 丁目）に場所を移して調査を実施している。

平成 16 年度の調査結果は表 - 62 のとおりである。年平均値は 0.12pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、大気環境基準値 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>を下回る結果であった。

表 - 62) ダイオキシン類常時監視結果 (単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査年度	調査地点	5月	8月	11月	2月	年平均値
16年度	総合福祉センター	0.070	0.058	0.24	0.12	0.12
15年度	総合福祉センター	0.080	0.089	0.12	0.073	0.091
14年度	厚木市庁舎	0.092	0.10	0.14	0.12	0.11
13年度	厚木市庁舎	0.14	0.15	0.75	0.35	0.35
12年度	厚木市庁舎	0.29	0.17	0.12	0.23	0.20
11年度	厚木市庁舎	0.39	0.17	0.55	0.10	0.30
10年度	厚木市庁舎	0.47	0.57	0.81	0.17	0.51

大気中のダイオキシン類経年変化 (年平均値、単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)





( 8 ) 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

有害大気汚染物質は、平成 9 年 4 月 1 日に施行された改正大気汚染防止法第 2 条第 9 項で「継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で、大気汚染の原因となるもの」と定義されるものである。この改正を受けて、平成 9 年度から神奈川県が年 12 回のモニタリング調査を行っている。

本市では、市庁舎が一般環境調査地点となっていたが、平成 15 年度からは耐震工事に伴い、市総合福祉センター（中町 1 丁目）に場所を移して調査を実施している。

平成 16 年度の調査結果は表 - 63 のとおりである。環境基準値の定められている 4 物質は基準を下回り、環境基準値の定められていない 15 物質については、県内の他地点とほぼ同程度の結果であった。

表 - 63) 平成 16 年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果

物質名	16 年度 年平均値	16 年度 県内平均値	環境基準値	15 年度 年平均値
ベンゼン	1.4	1.6	3	1.9
トリクロロエチレン	0.84	0.94	200	0.84
テトラクロロエチレン	0.38	0.49	200	0.53
ジクロロメタン	3.2	3.0	150	8.8
アクリロニトリル	0.074	0.12	-	0.11
塩化ビニルモノマー	0.029	0.025	-	0.028
クロロホルム	0.22	0.18	-	0.29
1,2-ジクロロエタン	0.083	0.074	-	0.084
1,3-ブタジエン	0.18	0.18	-	0.23
アセトアルデヒド	2.4	3.0	-	2.1
ホルムアルデヒド	5.3	3.5	-	5.3
水銀及びその化合物	0.0021	0.0025	-	0.0021
ニッケル化合物	0.0048	0.0043	-	0.0064
ヒ素及びその化合物	0.0016	0.0013	-	0.0014
ベリリウム及びその化合物	0.000016	0.000026	-	0.000017
マンガン及びその化合物	0.030	0.028	-	0.029
クロム及びその化合物	0.0043	0.0060	-	0.0081
ベンゾ〔a〕ピレン	0.00028	0.00026	-	0.00024
酸化エチレン	0.094	0.099	-	0.084

単位  $\mu\text{g}/\text{m}^3$

( 9 ) 廃棄物焼却施設排煙調査結果

平成 9 年に制定され、平成 10 年 4 月 1 日から施行された「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」において、排煙に関する規制基準が定められている。そのなかでも、廃棄物焼却炉については、平成 12 年 4 月 1 日からばいじんの規制が強化され、さらに平成 14 年 12 月 1 日からはダイオキシン類対策特別措置法に関して構造基準が強化されてきた。

これらの規制強化に基づき、本市においては、比較的大きな廃棄物焼却炉を設置している事業所に対し、ばいじん及び塩化水素について調査を実施してきた。

平成 16 年度は市内 6 事業所の調査を行い、許容限度を超過した 2 事業所に対して改善指導を行った。

調査期間 平成 17 年 1 月 26 日から平成 17 年 3 月 11 日まで

調査事業場及び施設の概要

事業場	所在地	施設	能力
A	厚木市金田	廃棄物焼却炉	3,000 kg/時
B	厚木市金田	廃棄物焼却炉	860 kg/時
C	厚木市及川	廃棄物焼却炉	1,250 kg/時
D	厚木市緑ヶ丘	廃棄物焼却炉	120 kg/時
E	厚木市上古沢	廃棄物焼却炉	170 kg/時
F	厚木市下古沢	廃棄物焼却炉	186 kg/時

調査結果

事業場	ばいじん量 〔g/時〕	許容限度 〔g/時〕	塩化水素濃度 〔mg/Nm <sup>3</sup> 〕	許容限度 〔mg/Nm <sup>3</sup> 〕	調査日
A	2,000	3,295	32 未満	700	2月8日
B	1,300	2,177	110 未満		2月23日
C	76	1,393	45 未満		2月15日
D	210	475	85 未満		2月17日
E	410	298	64 未満		2月16日
F	200	177	200 未満		2月28日

ばいじん量の許容限度は、焼却炉の設置時期や定格運転時の乾き排出ガス量及び乾き排出ガス中の酸素濃度により計算される。( 条例施行規則別表第 5 )

### 3 水質汚濁の概況

---

#### (1) 概況

##### 水質規制の概要

河川などの公共用水域に係る水質汚濁については、昭和 46 年 12 月に出された環境庁告示「水質汚濁に係る環境基準について」により、現在までに 26 項目の「人の健康の保護に関する基準」及び 5 項目の「生活環境の保全に関する基準」が定められている。また、平成 15 年には水生生物への影響を視野に入れ、亜鉛の環境基準が設けられた。

これらの環境基準は、河川等の実態に応じて定められた「類型」ごとに、達成することが望ましい基準として適用される。本市においては、東端を南北に流れる相模川が、下流で飲料水として取水されていることなどから、河川 A 類型となっている。また、平成 17 年 3 月には、相模川の西を流れる中津川も河川 A 類型に指定された。

また、相模川が河川 A 類型に指定され、市内でも河川水が農業や内水面漁業に利用されているため、工場・事業所からの排水には厳しい規制がかけられている。特に、排水を河川へ排出している工場・事業所に対しては、水質汚濁防止法のほか神奈川県生活環境の保全等に関する条例において排水基準が定められており、これらの基準を満たしているかどうか、工場・事業所に対して立入調査及び排水調査を実施している。

平成 14 年 4 月 1 日から本市が特例市となり、水質汚濁防止法の権限委譲がなされたことから、市内 4 河川の常時監視事務及び地下水質の監視事務が神奈川県から委譲された。このほかにも、市内を流れる中小河川や水路について、市独自に年 4 回の調査を実施している。

なお、規制が緩やかな生活排水への対策として、市独自に補助金制度を設け、平成元年度から合併処理浄化槽の普及促進に努めている。

##### 水質汚濁に係る環境基準

昭和 46 年に告示された水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する基準（健康項目）は、当初は鉛など 9 項目であった。平成 5 年にトリクロロエチレンをはじめとする有機塩素系化合物など 15 項目が追加され、同時に有機燐が環境基準項目から削除された。平成 11 年には、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の 3 項目が追加され、ダイオキシン類対策特別措置法が制定された平成 12 年からは、ダイオキシン類についても環境基準が適用されることとなった。

一方、生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）は、河川・湖沼・海域の 3 種類について 9 項目の基準値が定められており、その水域の「利用目的の適応性」に応じて類型が定められている。本市東端を流れる相模川は、河川の A 類型に指定されている。また、平成 15 年に新たに基準が設定された亜鉛については、その水域の「水生生物の生息状況の適応性」に応じて類型が定められている。なお、亜鉛に関する類型指定等の運用については、現在検討が行われているところである。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成 9 年に告示され、平成 11 年に改正されている。現在は、人の健康の保護に関する基準として 26 項目について基準が定められている。

表 - 64) 水質汚濁に係る環境基準 (河川：健康項目)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエチン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.02mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	あわせて 10mg/L 以下
1,2-ジクロロエチン	0.004mg/L 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
ジス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエチン	1mg/L 以下	ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

表 - 65) 水質汚濁に係る環境基準 (河川：生活環境項目)

類型	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/L 以上	-

基準値は日間平均値とする。

表 - 66) 水質汚濁に係る環境基準 (河川：生活環境項目 2)

類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	

基準値は年間平均値とする。

表 - 67) 水質汚濁に係る環境基準 (地下水)

項目	環境基準	項目	環境基準
カドミウム	0.01mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L
全シアン	検出されないこと	トリクロロエレン	0.03mg/L
鉛	0.01mg/L	トトラクロロエレン	0.01mg/L
六価クロム	0.05mg/L	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L
砒素	0.01mg/L	チウラム	0.006mg/L
総水銀	0.005mg/L	シマジン	0.003mg/L
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L
ジクロロメタン	0.02mg/L	セレン	0.01mg/L
四塩化炭素	0.002mg/L	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L		
1,1-ジクロロエレン	0.02mg/L	ふっ素	0.8mg/L
シス-1,2-ジクロロエレン	0.04mg/L	ほう素	1mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L		

基準値は年間平均値とする。

ただし、シアンに係る基準値については、最高値とする。



## (2) 河川水質調査

### 河川常時監視

平成14年度から厚木市が水質汚濁防止法の事務を取扱うこととなったため、同法第15条に基づき、相模川等4河川について毎月調査を実施した。

調査日 平成16年4月から平成17年3月までの期間で、各月1日2回

### 採水場所

No	調査河川名	種類	採水場所	流入先河川
1	相模川	一級河川	昭和橋 (上依知2924番地東)	-
2	中津川	一級河川	第一鮎津橋 (妻田東1丁目5番4号東)	相模川
3	小鮎川	一級河川	第二鮎津橋 (妻田東1丁目3番2号南)	相模川
4	玉川	一級河川	相川水位観測所 (酒井2088番40号南)	相模川

調査項目 健康項目26項目、生活環境項目5項目、特殊項目6項目、その他項目5項目、その他気象状況・河川状況等の12項目を含めた、全58項目  
(詳細は資料編2、3(1)(2)のとおり)

### 調査結果概要及び河川概要

#### 相模川(さがみがわ)[一級河川]

相模川は、源を遠く富士山麓の山中湖に発し、山梨県南部から神奈川県に入り津久井湖を経て相模川となる。本市の東端を南北に流下し、市内で山際川・中津川・小鮎川・玉川の各河川と合流し、平塚市を経て相模湾に流入している。市内を流れる区間は約16kmであり、上水道、農業用水、レクリエーション等多方面に利用されている。特に、県民の水がめとして相模湖・津久井湖で取水するほか、市内相模大堰や下流の寒川取水堰で飲料水用として取水しているため、水質の保全が必要とされている。厚木市を流れる区間の相模川は河川水域類型上A類型に分類されており、比較的厳しい基準が設定されている。厚木市内で類型指定されている河川は、相模川のみであり、環境基準が設定されている厚木市内の河川は相模川だけである(平成16年度末現在)。

相模川の調査は、上依知地区の1箇所(昭和橋)で実施している。

健康項目は全ての測定で環境基準を満足しており、良好な結果であった。

生活環境項目のうち、生物化学的酸素要求量(BOD)の年平均値は1.4mg/lであり、一般的に水質汚濁を評価する際に利用する75%値も1.5mg/lと、環境基準2mg/lを満足しており、水質は全般的には良好な状況であったといえる。

また、他の多くの河川と同様に、特に水温が高くなる時期に大腸菌群数が大きな値を記録する傾向がある。これ以外の項目については基準を満足している。

#### 中津川（なかつがわ）[一級河川]

中津川は、丹沢山塊の唐沢堰・布川・本谷川・塩水川・青藤沢・矢田沢・川音川・宮ヶ瀬金沢・早戸川等の集水を源としており、宮ヶ瀬湖から清川村・愛川町を経て厚木市に入る。市内で善明川が合流し、相模大橋の上流で相模川に合流する、延長 30.8km の河川である。このうち、市内を流れる区間は約 7.5km であり、相模川支流の中では最も水量が豊富で水質状況も良好であるため、漁業や農業用水等に利用されている。

中津川の調査は、妻田地区（第一鮎津橋・下流）で実施しており、健康項目は全ての調査で基準を満足していた。

生活環境項目のうち、BOD は平均値、75% 値とも 1.4 mg/ であり、基準値 2 mg/ を満たしており、概ね一年を通じて水質が安定しているといえる。

このほかの項目では、大腸菌群数が基準を上回ることがあることを除き、基準を超過することとはなく、良好な結果であった。

（環境基準は相模川に設定されているものであるが、本市の河川の多くは相模川に流入しているため、環境基準を目標値として測定値と比較している。以下同じ。）

#### 小鮎川（こあゆがわ）[一級河川]

小鮎川は、清川村の三峰山塊の 8 箇所沢と、谷太郎川・柿の木平川・法輪川の 3 河川を源とし、東に流下して厚木市に入る。市内では、荻野川・干無川が合流して相模川へ流入する、延長 13.8km の河川である。その名の示すとおり、昔からたくさんの鮎が棲むきれいな川であった。大正元年には、本市初の水力発電が尾台橋（飯山 5115 付近）下流で行われていた。当時は、農業用水・生活用水・木材を運ぶ水路などに活用されていたが、現在は主に農業用水に使用されている。公共下水道の処理区域外の地域を流下しており、有機性の水質汚濁が見られることがある。

小鮎川の調査は、妻田地区（第二鮎津橋・下流）で実施しており、健康項目はすべて環境基準を下回る良好な結果であった。

生活環境項目のうち、有機性汚濁の指標となる BOD が年平均値 2.2 mg/ 、75% 値 2.1mg/ であり、基準値 2mg/ を上回っている。測定値が最高 11mg/ から最低 0.9 mg/ と変動幅が大きい特徴がある。大腸菌群数が、通年で高い値を記録している。

#### 玉川（たまがわ）[一級河川]

玉川は、厚木市の二の足川・山の神沢を源とした七沢川と、大山北部から流れる日向川とが厚木市七沢地内の奨学橋付近で合流して玉川となる。市内で細田川・恩曾川が合流し、酒井地区で相模川に流入する約 8km の河川である。主に農業用水として利用されるほか、観光地に近い憩いの場として親しまれている。小鮎川と同様に、公共下水道の処理区域外の地域を流下しており、有機性の水質汚濁が見受けられる。

玉川の調査は、酒井地区（相川水位観測所・下流）で実施している。

健康項目は、全て環境基準を下回る良好な結果であった。

生活環境項目のうち、BOD は年平均値 2.3mg/ 、75% 値 2.6mg/ と、基準を上回る結果となった。また、大腸菌群数がほぼ全ての月で基準を超えていることから、有機性の要因によるものと推定される。

図 - 7) 河川水質調査採水地点図



No	採水地点名	No	採水地点名	No	採水地点名
1	相模川	11	小鮎川中流 1	21	尼寺排水路
2	中津川	12	小鮎川中流 2	22	真弓川
3	小鮎川	13	恩曾川上流	23	干無川
4	玉川	14	恩曾川中流 1	24	善明川
5	中津川上流	15	恩曾川中流 2	25	山際川
6	荻野川上流	16	恩曾川下流	26	境田川
7	荻野川中流 1	17	玉川上流	27	華巖排水路
8	荻野川中流 2	18	玉川中流 1	28	笠張川
9	荻野川下流	19	玉川中流 2	1 ~ 4 は常時監視調査地点 5 ~ 28 は市内河川調査地点	
10	小鮎川上流	20	細田川		



## 市内河川水質調査

本市では、市内を流れる中小河川や水路、常時監視対象河川の調査地点以外の流域について、市独自の調査を行っている。

平成 16 年度は、相模川以外の一級河川、恩曾川等の準用河川、その他 8 箇所都市下水路等について、年 4 回の水質調査を実施した。

調査日	第 1 回 ( 春季 )	平成 16 年 5 月 26 日
	第 2 回 ( 夏季 )	平成 16 年 8 月 16 日
	第 3 回 ( 秋季 )	平成 16 年 11 月 22 日
	第 4 回 ( 冬季 )	平成 17 年 2 月 14 日

## 採水場所

No	調査箇所名	種類	採水場所		流入河川名
1	中津川上流	一級河川	松羅公園北	三田 3198 北	相模川
2	小鮎川上流	一級河川	相模華厳橋	飯山 5747-2 東	相模川
3	小鮎川中流 1	一級河川	久保橋	飯山 4265 北	相模川
4	小鮎川中流 2	一級河川	小鮎橋	飯山 860-1 北	相模川
5	荻野川上流	一級河川	横林橋	上荻野 5755 東	小鮎川
6	荻野川中流 1	一級河川	権現堂橋	中荻野 929 北	小鮎川
7	荻野川中流 2	一級河川	十二天橋	及川 912-1 東	小鮎川
8	荻野川下流	一級河川	小鮎川合流前	妻田西 2-22-52 西	小鮎川
9	恩曾川上流	準用河川	上古沢地内	上古沢 1711 南	玉川
10	恩曾川中流 1	準用河川	高坪堰	温水 1534 東	玉川
11	恩曾川中流 2	準用河川	地藏橋親水広場	温水 570 西	玉川
12	恩曾川下流	準用河川	新八木間橋	酒井 3070 西	玉川
13	玉川上流	一級河川	奨学橋	七沢 163 南	相模川
14	玉川中流 1	一級河川	川久保橋	長谷 840 南	相模川
15	玉川中流 2	一級河川	八木間橋	酒井 3026 東	相模川
16	細田川	一級河川	玉川合流前	小野 2227 南	玉川
17	尼寺排水路	都市下水路	恩曾川合流前	恩名 1522-1 南	玉川
18	真弓川	水路	荻野川合流前	上荻野 6104 北	荻野川
19	干無川	都市下水路	小鮎川合流前	妻田東 1-2-26 東	小鮎川
20	善明川	準用河川	長坂青少年広場南	関口字西河原地内	中津川
21	境田川	都市下水路	相模川合流前	岡田 5 丁目地内	相模川
22	華厳排水路	水路	小鮎川合流前	飯山 5779-2 南	小鮎川
23	山際川	準用河川	相模川合流前	関口字棧敷地内	相模川
24	笠張川	雨水幹線	下津古久地内	下津古久 279-1 東	金目川

調査項目 健康項目 26 項目、生活環境項目 5 項目、特殊項目 6 項目、その他項目 5 項目、その他気象状況・河川状況等の 12 項目を含めた、全 58 項目  
(詳細は資料編 2、3(1)(3)のとおり)

## 調査結果概要及び河川概要

### 中津川 [ 一級河川 ]

中津川の調査は、三田地区(松羅公園北・上流)で実施した。健康項目については、すべて環境基準を満足していた。生活環境項目については、大腸菌群数が夏にやや高くなる傾向はあるが、常時監視(下流)の結果とあわせて考えても、中津川は清澄な川であると言える。

環境基準は相模川に設定されているものであるが、本市の河川の多くは相模川に流入しているため、環境基準を目標値として、測定値と比較している。以下同じ。

### 小鮎川 [ 一級河川 ]

小鮎川の調査は、飯山地区の相模華巖橋(上流)、久保橋(中流 1)、小鮎橋(中流 2)の 3 地点で実施した。健康項目の調査は上流でのみ実施したが、環境基準を下回っており、常時監視(下流)の結果とあわせて良好な結果であった。生活環境項目については、BOD 及び大腸菌群数が、全ての調査場所で環境基準を超過していた。

### 荻野川(おぎのがわ)[ 一級河川 ]

荻野川は、本市と清川村の境にある経ヶ岳付近が源であり、柄沢川・真弓川が合流しながら南東へ流下し、林地区で小鮎川に流入する延長約 8.9 km の河川である。昔は砂鉄が取れ、鏝物が盛んであった。現在は農業用水に利用されているが、上流は水量が少なく、魚影もほとんど見られない。

荻野川についての調査は、上荻野地区(横林橋・上流)、中荻野地区(権現堂橋・中流 1)、及川地区(十二天橋・中流 2)、妻田西地区(小鮎川合流前・下流)の 4 箇所を実施した。健康項目の調査は上流と下流で実施しており、いずれも環境基準を下回る良好な結果であった。生活環境項目については、BOD が環境基準を超えることがあるほか、大腸菌群数が年間を通じて高い結果であった。

### 恩曾川(おんぞがわ)[ 準用河川・普通河川 ]

恩曾川は、厚木市内の白山を水源として南東へ流下し、相川地区で玉川に流入する延長約 7km の準用河川である。中流部は農業用水として利用されている。平成 3 年度から、相模川の水が神奈川県相模川西部用水右岸幹線によって温水地区に供給されるようになり、水田耕作期間のみ水量が増加し、以前に比べると水質が改善されている。

恩曾川についての調査は、上古沢地区(上流)、温水地区の高坪堰(中流 1)及び地蔵橋親水広場(中流 2)、酒井地区(新八木間橋・下流)の 4 箇所を実施した。健康項目の調査は下流で実施したが、環境基準を下回る良好な結果であった。生活環境項目については、大腸菌群数が全ての地点で環境基準を超えたほか、BOD も中流域で高いことが特徴的である。

#### 玉川〔一級河川〕

玉川についての調査は、七沢地区（奨学橋・上流）、長谷地区（川久保橋・中流1）、酒井地区（八木間橋・中流2）の3地点で実施した。健康項目については、常時監視（下流）の結果とあわせ、環境基準を下回る良好な結果であった。生活環境項目については、大腸菌群数が全ての地点で基準を超えたほか、BODが冬季に高くなる傾向がある。

#### 細田川（ほそだがわ）〔一級河川〕

細田川は、厚木市上古沢字丸山付近を源とし、南に流下して小野地区で玉川に流入する延長約2.1kmの河川である。森の里地区の開発以前は、開発地区中央の谷を流れる普通河川であったが、公共下水道事業として整備されて、開発区域内の雨水が流入する一級河川となった。

細田川の調査結果は、健康項目については良好な結果であったが、生活環境項目については大腸菌群数が高い傾向となっている。

#### 尼寺排水路（あまでらはいすいろ）〔都市下水路〕

尼寺排水路は、厚木市緑ヶ丘5丁目北西端から南東に流下し、恩名字沖原で恩曹川に流入する延長約1.6kmの都市下水路である。以前は工場排水が流入していたが、現在工場排水は公共下水道に排除されており、尼寺工業団地の雨水と一般家庭等の雑排水が流れている。

尼寺排水路の調査結果は、健康項目については良好な結果であったが、生活環境項目についてはBOD及び大腸菌群数が四季を通じて高い状況である。

#### 真弓川（まゆみがわ）〔水路〕

真弓川は、厚木市上荻野字真弓付近を源とし、南東に流下して上荻野字横林で荻野川に流入する延長2.3kmの水路である。

真弓川の調査結果は、大腸菌群数が基準を超えたほかは、全体的に良好な結果となっている。

#### 干無川（ひなしがわ）〔水路〕

干無川は、厚木市三田字屋際付近を源とし、南に流下して妻田南1丁目で小鮎川に合流する延長約2.3kmの都市下水路である。

干無川の調査結果は、大腸菌群数が四季を通じて環境基準を超えているほか、冬季にはBODが高くなる結果となった。

#### 善明川（ぜんみょうがわ）〔準用河川〕

善明川は、愛川町中津から厚木市棚沢を経て、関口地区で中津川に流入する延長約2.4kmの河川である。毎年4月上旬から9月末まで、愛川町字坂本で中津川から農業用水として取水されるため、この時期の水量が増加する。

善明川の調査結果は、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素、大腸菌群数の結果が高くなっていた。

#### 境田川（さかいだがわ）[ 公共下水道雨水路 ]

公共下水道相模川右岸水系第 6 排水区の第 1 号幹線及び第 2 号幹線を境田川と称している。第 1 号幹線は厚木市岡田 3 丁目から相模川までの約 1km の水路であり、第 2 号幹線は岡田 4 丁目から 5 丁目までの約 1.2km の水路で、一部事業所排水も流入する。

境田川の調査結果は、pH 及び大腸菌群数がやや高い傾向であった。

#### 華巖排水路（けごんはいすいろ）[ 水路 ]

華巖排水路は、清川村煤ヶ谷を源とし、南東に流下して厚木市飯山字砂場で小鮎川に流入する約 1km の砂防水路である。以前は畜産排水が放流されていたが、現在は菓子製造工場の排水が放流されている。

華巖排水路の調査結果は、大腸菌群数が高くなる以外は、良好な状況である。

#### 山際川（やまぎわがわ）[ 準用河川、普通河川 ]

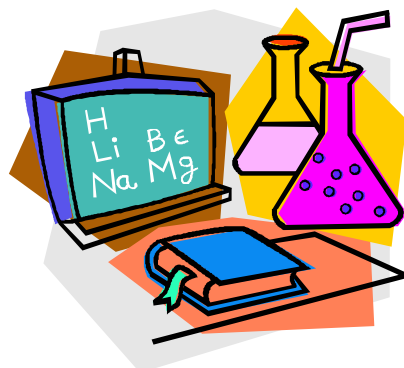
山際川は、愛川町の中津原台地東側の裾野を源とし、厚木市関口字棧敷所で相模川に流入する延長約 2km の河川である。毎年 5 月から 10 月までは、相模川小沢頭首工から取水される農業用水により水量が増加する。近年、公共下水道が急激に普及し、内陸工業団地からの工場排水が流入しなくなったため、取水が止まる冬季は河川水が流れない状況にある。

山際川の調査は、春季と夏季の 2 回行ったが、大腸菌群数が高い結果であった。

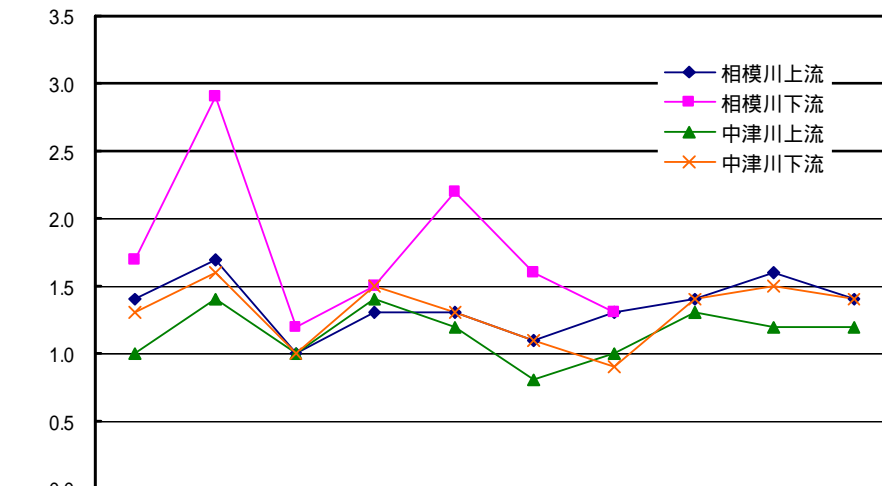
#### 笠張川（かさはりがわ）[ 公共下水道雨水路 ]

笠張川は、厚木市小野地区の竹の内堰で取水された玉川の水が、農業用水路・都市下水道・公共下水道雨水幹線と名前を変え、平塚市大神地区で歌川（金目川水系）に流入する水路で、厚木市上落合地区から下流の公共下水道雨水幹線部分約 1.8km を示す。

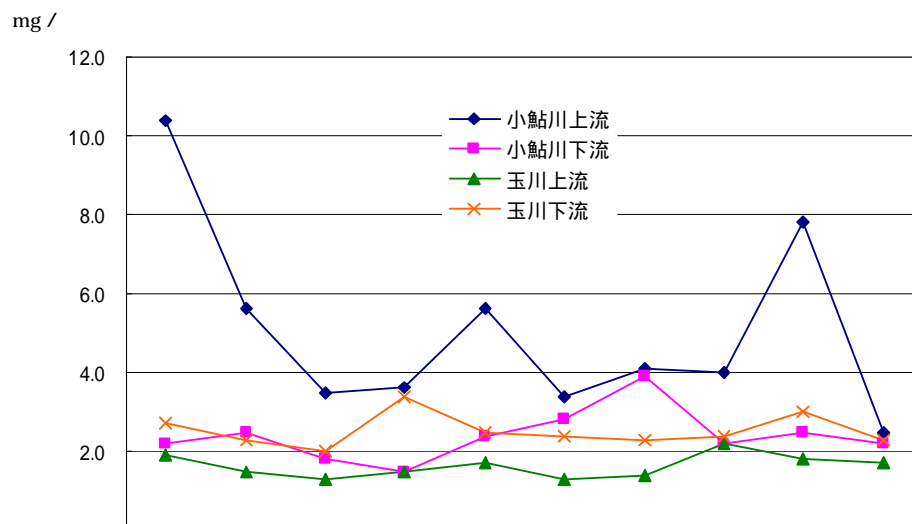
笠張川の調査結果は、健康項目については良好な結果であったが、生活環境項目については BOD 及び大腸菌群数が高い数値となっていた。



mg / 表 - 68 ) 主要河川の BOD 経年変化



年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
相模川上流	1.4	1.7	1.0	1.3	1.3	1.1	1.3	1.4	1.6	1.4
相模川下流	1.7	2.9	1.2	1.5	2.2	1.6	1.3			
中津川上流	1.0	1.4	1.0	1.4	1.2	0.8	1.0	1.3	1.2	1.2
中津川下流	1.3	1.6	1.0	1.5	1.3	1.1	0.9	1.4	1.5	1.4



年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
小鮎川上流	10.4	5.6	3.5	3.6	5.6	3.4	4.1	4.0	7.8	2.5
小鮎川下流	2.2	2.5	1.8	1.5	2.4	2.8	3.9	2.2	2.5	2.2
玉川上流	1.9	1.5	1.3	1.5	1.7	1.3	1.4	2.2	1.8	1.7
玉川下流	2.7	2.3	2.0	3.4	2.5	2.4	2.3	2.4	3.0	2.3

## 恩曾川連続水質調査

恩曾川の汚濁が、秋～冬の渇水期に目立つという情報があり、早朝及び夕方時間帯において1時間毎の水質調査を実施した。

調査年月日	秋期：平成16年11月24日（水） 午前4時～午前7時30分 冬期：平成17年1月12日（水）～14日（金） 午後5時～午後9時30分
採水地点	秋期：恩曾川上流（上古沢1711番地南） 本禅寺付近（下古沢324番地南） 高坪堰（温水1534番地付近） 冬期：恩曾川上流（飯山3651番地南） 本禅寺付近（下古沢738番地東） 籾ヶ崎地内（飯山3464番地西）
採水頻度	1時間毎に1回、計4回採水した（冬期は3日間連続で実施）
分析項目	水温、気温、pH、SS、BOD、COD、DO、大腸菌群数、外観、臭気、色相、透視度、全りん、全窒素、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、りん酸性りん
分析方法	JIS K 0102 工場排水試験法ほか
調査結果	調査の結果、恩曾川上流では一般に低濃度である生物化学的酸素要求量（BOD）が、本禅寺付近で高濃度になる傾向があった。上流と本禅寺との間で有機性の負荷を増加させる要因があるものと推定される。 窒素分でも、アンモニア性窒素が上流部で概ね低濃度（1mg/未満程度）であるのに対し、本禅寺付近では数mg/のオーダーで推移することが多いことから、この間に窒素負荷の増加要因があることが推定される。 ただし、BOD、窒素分とも上流で高濃度を記録することがあることから、汚濁の原因は複合的な要因によるものと考えられる。

表 - 69) 恩曾川秋期調査結果 (平均値)

調査項目	単位	恩曾川上流	本禅寺付近	高坪堰
		(上古沢 1711 番地南)	(下古沢 324 番地南)	(温水 1534 番地付近)
pH		7.7	7.8	7.8
SS	mg /	2	4	8
BOD	mg /	0.5	1.6	7.4
COD	mg /	1.1	2.4	6.7
全りん	mg /	0.016	0.066	0.28
全窒素	mg /	1.9	5.1	11
アンモニア性窒素	mg /	0.08	1.8	6.5
亜硝酸性窒素	mg /	0.05 未満	0.11	0.19
硝酸性窒素	mg /	1.8	2.9	3.6
亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素	mg /	1.8	3.0	3.8
DO	mg /	10.5	9.0	9.2
りん酸性りん	mg /	0.014	0.044	0.19
大腸菌群数	MPN / 100m	1500	9800	17000

表 - 70) 恩曾川冬期調査結果 ( 平均値 )

調査項目	単位	恩曾川上流 ( 飯山 3651 番地南 )	本禅寺付近 ( 下古沢 738 番地東 )	簾ヶ崎地内 ( 飯山 3464 番地西 )
	pH		7.6	7.8
SS	mg /	18	25	16
BOD	mg /	38	15	12
COD	mg /	52	16	12
全りん	mg /	0.29	0.66	0.52
アンモニア性窒素	mg /	2.1	13	12
亜硝酸性窒素	mg /	0.35	3.5	3.0
硝酸性窒素	mg /	3.4	3.2	3.5
亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素	mg /	3.7	6.7	6.4
DO	mg /	9.1	8.8	9.4
大腸菌群数	MPN / 100m	44000	90000	63000



## 小鮎川連続水質調査

小鮎川は、冬の湧水期に汚濁が目立つため、1時間毎の水質調査を実施した。

調査年月日	平成 17 年 2 月 8 日 ( 火 ) 午前 4 時 ~ 午前 7 時
採水地点	相模華厳橋 ( 飯山 5747 番地 2 東 ) 尾台橋 ( 飯山 5113 番地北 ) 田野崎橋 ( 飯山 5411 番地南 )
採水頻度	午前 4 時から 20 分毎に 1 回、各地点で 10 回ずつ採水した
分析項目	水温、気温、pH、SS、BOD、COD、DO、n-ヘキサン抽出物質、大腸菌群数、外観、臭気、色相、透視度、全りん、全窒素、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、りん酸性りん
分析方法	JIS K 0102 工場排水試験法ほか
調査結果	<p>調査の結果、調査地点のうち最上流部の相模華厳橋における生物化学的酸素要求量 ( BOD ) の値が 24 mg/ を記録するなど、高濃度で推移しており、更に上流部に有機性の汚濁原因があるものと推定される。</p> <p>BOD の濃度推移をみると、調査を開始した午前 4 時の濃度が 24 mg/ と今回の一連の測定結果の中で最も高い値を示しており、時間の経過とともに濃度が現象していることから、少なくとも午前 4 時以前に上流部で汚濁の原因物質が流下し始めていることが考えられる。</p> <p>透視度が最低で 10 度、浮遊粒子状物質 ( SS ) も最大 31 mg/ を記録しており、川が濁ってしまっている状況が確認できた。</p> <p>相模華厳橋は小鮎川の厚木市内の流域にあっては、最も上流部に位置していることから、上流部の水質を管轄する神奈川県県央地区行政センター環境部に調査等を依頼した。</p>

表 - 71) 小鮎川調査結果 (平均値)

調査項目	単位	相模華厳橋 (飯山 5747 番地 2 東)	尾台橋 (飯山 5113 番地北)	田野崎橋 (飯山 5411 番地南)
	pH		7.7	7.8
SS	mg /	24	54	53
BOD	mg /	16	40	36
COD	mg /	12	26	25
n-ヘキサン抽出物質	mg /	1.2	2.2	2.1
全りん	mg /	1.4	2.8	3.0
全窒素	mg /	6.2	10	12
アンモニア性窒素	mg /	2.1	3.7	3.5
亜硝酸性窒素	mg /	0.05 未満	0.07	0.08
硝酸性窒素	mg /	1.4	1.5	1.6
亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素	mg /	1.4	1.6	1.7
DO	mg /	11.2	10.9	10.7
りん酸性りん	mg /	0.76	1.4	1.5
大腸菌群数	MPN / 100m	23000	46000	77000

### (3) 工場排水調査

本市の工場・事業場から公共用水域に排出される排水は、そのほとんどが近くの水路等を経て相模川に流入する。相模川では、相模大堰や寒川取水堰で上水道水として河川水を取水しているため、工場・事業場の排水に対しては水質汚濁防止法（以下、水濁法）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下、県条例）によって、厳しい規制がかけられている。

平成 14 年度に本市が水濁法上の政令市となったことから、従来の県条例に基づく立入調査に加え、同法に基づく工場等への立入調査を実施し、工場・事業場排水の監視と指導を行っている。

調査期間 平成 16 年 11 月 11 日～12 月 16 日

対象工場等 県条例の指定事業所や水濁法の特定工場のうち、排水量の多い工場・事業所及び有害物質を使用している等環境への影響が大きいと考えられる工場・事業所

調査工場等数 10 社（13 箇所の排水系統）

調査 No.	所在地	事業所区分		採水箇所数
1	上依知	県条例	既設	2
2	上依知	県条例	既設	1
3	上荻野	県条例	新設	2
4	七沢	県条例	既設	1
5	七沢	県条例	既設	2
6	上古沢	県条例	既設	1
7	酒井	県条例	既設	1
8	飯山	水濁法	畜舎	1
9	中荻野	水濁法	畜舎	1
10	上古沢	県条例	新設	1

調査項目 カドミウム、鉛など、水濁法及び県条例で排水許容限度の定められている 34 項目（詳細は資料編 2、3(7)のとおり）

排水基準違反工場数 3 社 3 系統

違反項目 4 項目（pH、COD、大腸菌群数、フェノール類）

調査結果 表 - 72 のとおり、調査を行った 34 項目 334 検体のうち、4 項目 4 検体で基準超過があった。違反事業所に対しては、超過状況を改善するよう、指導を行っている。

表 - 72) 工場排水調査結果 (基準超過)

調査 No.	項目	調査結果	基準値	事業所区分	
3 - B	COD	17 mg /	15 mg /	県条例	新設
	フェノール類	0.007 mg /	0.005 mg /		
7	大腸菌群数	14,000 個 / cm <sup>3</sup>	3,000 個 / cm <sup>3</sup>		既設
9	pH	3.0	5.8 ~ 8.6	水濁法	畜舎

(4) 地下水水質調査

環境監視調査

平成 14 年度に本市が水質汚濁防止法の政令市となり、それまで神奈川県が行っていた環境監視事務が委譲された。地下水については、法第 16 条の規定により神奈川県が定めた「地下水質測定計画」に基づいて、水質の環境監視調査を行っている。

調査日 平成 16 年 10 月 21 日～11 月 26 日

採水場所 事業所及び個人宅井戸 23 箇所 (図 - 8 参照)

分類	地点番号	地区	分類	地点番号	地区
定点	47	金田	メッシュ	0298	愛甲
	48	旭町		1208	船子
	49	戸室		1218	温水
	50	小野		1228	恩名
	51	戸田		1248	林
	52	戸田		1258	妻田北
定期 モニタ リング	109	旭町		1268	三田南
	110	戸室		1278	三田
	111	上古沢		1288	下川入
	112	上依知		2208	下川入
メッシュ	0278	長沼		2228	上依知
	0288	下津古久			

定点：長期的な観点で測定を行う地点。毎年同じ場所を測定する。

定期モニタリング：過去に汚染が確認された地点。継続的な監視を行う。

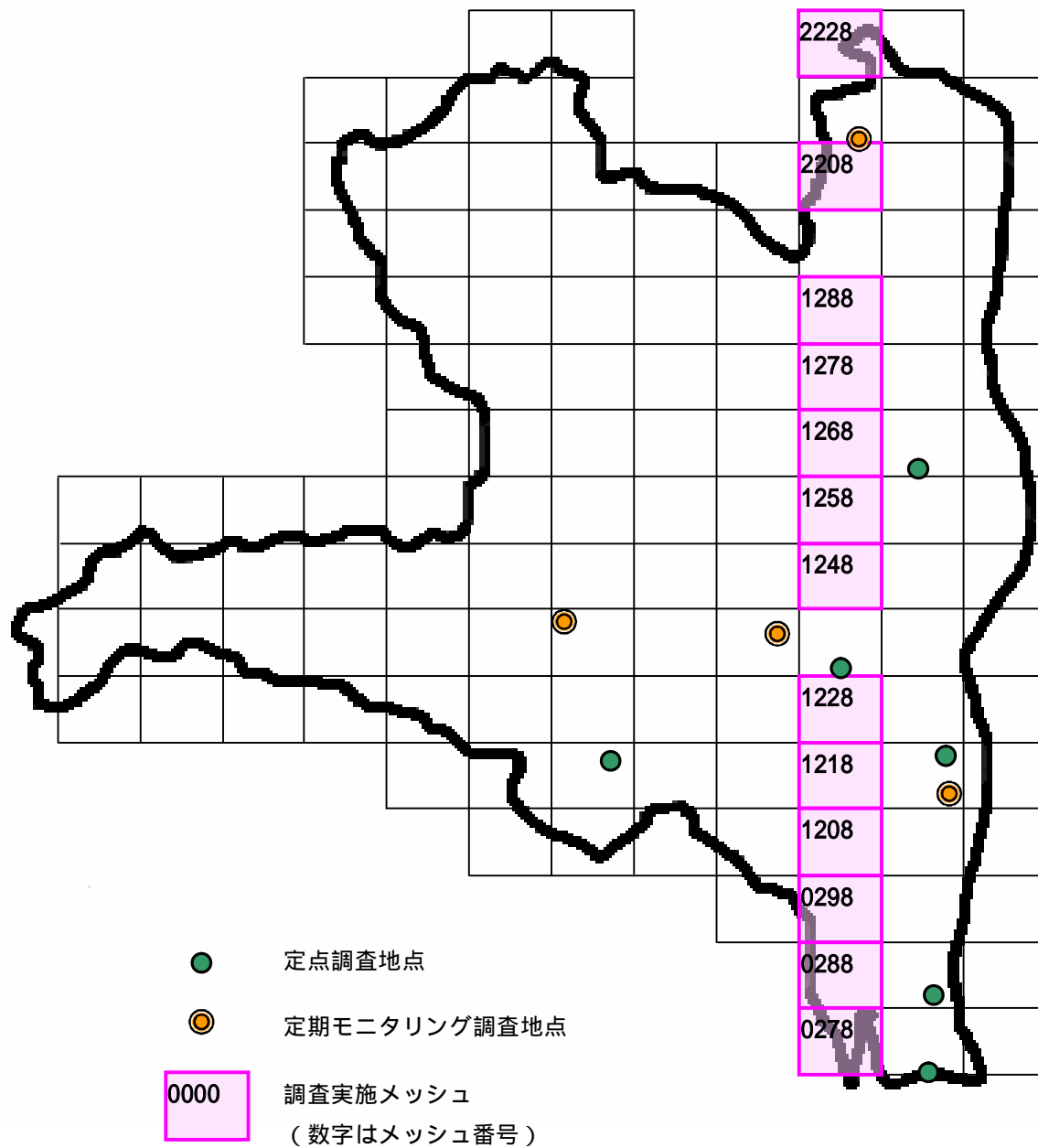
メッシュ：1km ごとに区切った範囲の中で 1 地点選定し、毎年異なるメッシュで測定を行う。概ね 4 年で市内の全メッシュを調査する。

調査項目 環境基準設定項目 26 項目、特殊項目 1 項目、一般項目 5 項目及び天候・気温を含めた全 34 項目  
(詳細は資料編 2、3(8)のとおり)

調査結果概要 調査した 23 地点のうち、定期モニタリング調査の 3 地点 2 項目で環境基準を超過した。定点調査及びメッシュ調査の地点では、基準超過は見られなかった。(詳細は資料編 2、3(9)のとおり)

超過項目 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

図 - 8) 地下水環境監視調査 (平成 16 年度)



#### 尼寺工業団地周辺地下水水質調査委託

平成 7 年に神奈川県が行った地下水調査の結果、尼寺工業団地（厚木市恩名）周辺の井戸から、環境基準を超えるトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが検出された。その後、神奈川県の協力を得て周辺地域の地下水水質調査を行って来たが、その都度この 2 物質が環境基準を超えて検出されている。

また平成 15 年 3 月には、工業団地内事業所の自主調査において、敷地内土壌に六価クロム、トリクロロエチレン及び 1,1,1-トリクロロエタンによる汚染が確認された。

これらの経緯を受けて、平成 15 年度に引き続き、周辺井戸におけるモニタリング調査を行った。

調査期間 第 1 回 平成 16 年 5 月 28 日（金）  
第 2 回 平成 16 年 8 月 25 日（水）  
第 3 回 平成 16 年 11 月 26 日（金）  
第 4 回 平成 17 年 2 月 18 日（金）

採水場所 尼寺工業団地周辺の個人宅 28 件 30 箇所（図 - 9 のとおり）  
ただし、地点によって調査回数は異なる。

調査項目 トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、六価クロム

調査結果概要 調査した 30 箇所の井戸のうち、5 箇所でトリクロロエチレン又は六価クロムが環境基準を超過していた（詳細は資料編 2、3(10)のとおり）。いずれの井戸も、飲用はしていない。

図 - 9) 尼寺工業団地周辺地下水水質調査地点図





### 旭町地区地下水水質調査

平成 13 年に厚木市旭町で見つかった地下水汚染について、周辺地域で環境基準を超過している井戸のモニタリング調査を、夏季・冬季の 2 回実施した。

調査期間 夏季 平成 16 年 7 月 22 日  
 冬季 平成 17 年 2 月 24 日  
 ( 地点 No.3 及び 4 は、尼寺工業団地周辺調査の中で実施 )

採水場所 旭町周辺の事業所及び個人宅井戸 7 箇所

地点番号	地区	分類	地点番号	地区	分類
1	恩名	事業所	5	恩名	事業所
2	恩名	事業所	7	恩名	事業所
3	恩名	一般家庭	8	岡田	一般家庭
4	恩名	一般家庭			

調査項目 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン

調査結果概要 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレンについて、環境基準を超過する状況が続いている。

表 - 73 ) 旭町周辺調査結果 ( 上段 : 夏季、下段 : 冬季、単位 : mg / )

地点番号	トリクロロエチレン [基準 : 0.03]	テトラクロロエチレン [基準 : 0.01]	シス-1,2-ジクロロエチレン [基準 : 0.04]	1,1,1-トリクロロエタン [基準 : 1]
1	0.048	0.029	0.012	0.0089
	0.062	0.038	0.018	0.011
2	0.019	0.065	0.013	0.0005 未満
	0.018	0.065	0.013	0.0005 未満
3	0.018	0.027	0.004	0.0007
	0.024	0.033	0.005	0.0015
4	0.093	0.015	0.022	0.021
	0.084	0.014	0.018	0.018
5	0.039	0.054	0.014	0.0031
	0.077	0.0099	0.023	0.0075
7	0.019	0.12	0.032	0.0005 未満
	0.020	0.21	0.041	0.0005 未満
8	0.035	0.0032	0.017	0.0029
	0.047	0.0034	0.023	0.0031

#### (5) ダイオキシン類環境調査

平成 11 年 7 月に制定されたダイオキシン類対策特別措置法の中で、大気、水質及び土壌に係る環境基準が定められており、平成 12 年 1 月 15 日から基準が適用されている。また、平成 14 年 7 月 22 日からは、底質に係る環境基準が適用となった。現在、ダイオキシン類については、県市が協力して河川水、底質、土壌、地下水の調査を実施している。

平成 16 年度は、市が河川の水質調査を行った。

調査期間 平成 16 年 8 月 26 日

調査場所 市内 5 河川 7 箇所 (表 - 74 のとおり)

調査結果 全ての調査地点で環境基準 (1pg-TEQ/ ) 以下) を満足する良好な値であった。

表 - 74) ダイオキシン類調査結果 (河川)

河川名	調査箇所名	所在地	調査結果 (pg-TEQ/ )
荻野川	権現堂橋	厚木市中荻野 832 番地南側	0.14
	小鮎川合流前	厚木市妻田西 2 丁目 23 番西側	0.15
恩曾川	高坪堰	厚木市温水字浅間山地内	0.14
	新八木間橋	厚木市酒井 3070 番地西側	0.23
玉川	川久保橋	厚木市長谷 839 番地南側	0.16
細田川	玉川合流前	厚木市小野 2293 番地東側	0.10
山際川	相模川合流前	厚木市関口字棧敷所	0.17

pg-TEQ/ (ピコグラム・ティー・イー・キュー毎リットル)

ダイオキシン類は炭素、塩素及び酸素で構成されている化学構造が似ている数多くの化合物の総称であり、それぞれの物質によって毒性が異なることから、調査結果を評価する際には、ダイオキシン類の中で毒性が最も強いとされている 2,3,7,8-TCDD を基準として、物質毎に毒性係数を決定している。

それぞれの物質の濃度に毒性係数を乗じたものを加算して、毒性等価量として評価する方法がとられている。毒性等価量 (Toxic Equivalents) を略して TEQ と表記している。

## 4 騒音・振動の概況

---

### (1) 概況

「無いほうが良い音」「耳障りな聞きにくい音」などが一般的に騒音と呼ばれている。

騒音被害は精神的、感覚的なものであり、統一的な騒音測定方法の定めが無かったこともあって、昭和 39 年までは神奈川県で相談を受けていた。しかし、昭和 46 年に県公害防止条例が制定されてからは、市が相談窓口となった。また、昭和 43 年 6 月に騒音規制法が制定されており、現在は法令と県条例の二本立ての規制を行っている。

騒音規制法には、特定事業場や特定建設作業から発生する騒音の規制のほか、道路交通騒音に対する道路管理者への要請限度値などが盛り込まれている。

県条例は、以前の公害防止条例が平成 9 年に全面改定されて「生活環境の保全等に関する条例」となり、事業所から発生する騒音のほか、新たに自動車のアイドリングによる騒音や飲食店のカラオケ騒音に対する規制が盛り込まれた。

騒音に係る環境基準は、地域の類型や時間区分によって定められているほか、道路に面する地域に係る基準や航空機騒音に係る基準、新幹線騒音に係る基準が定められている。平成 11 年 4 月からは、環境基準の評価方法が等価騒音レベルによる方法に変わっている。

本市の騒音問題に関しては、工場・事業所の機械による騒音のほか、商店の宣伝放送、飲食店のカラオケ、建設・解体工事に伴う騒音に対する苦情が多くなっている。

振動については、昭和 51 年 6 月に振動規制法が制定される以前は、県公害防止条例によって工場・事業所に対する規制が行われていた。本市においては、昭和 40 年代に液圧プレス機の振動で周辺住民の睡眠が妨げられる等の苦情があったが、現在は主に建設・解体工事に伴う振動による苦情がほとんどである。

振動規制法は、騒音規制法と同様の規制手法が取られており、特定建設作業から発生する振動や道路交通振動などの基準値が定められているが、環境基準は定められていない。

## (2) 騒音・振動に係る基準

### 騒音に係る環境基準

生活環境を保全し、人の健康を保護するために維持することが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに定められている。

また、航空機騒音に係る環境基準及び新幹線騒音に係る環境基準も定められているが、本市はこれらの指定地域に含まれていない。

### (ア) 道路に面しない地域に係る環境基準(表-75)

地域の類型	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までとする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

本市では、A・B・C地域を次のように定めている。

A地域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域

B地域：第一種・第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

6 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

(イ) 道路に面する地域に係る環境基準 (表 - 76)

地域の類型	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分とする。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値とする。

地域の類型	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間 45 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下) によることができる。

- 2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路とする。
  - (1) 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道 (市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る)
  - (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。
  - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
  - (2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

騒音規制法・振動規制法に基づく規制基準

(ア) 特定工場に関する基準

表 - 77) 騒音規制法の規制基準 (単位: デシベル)

用途地域	昼	朝・夕	夜
	8時～18時	6時～8時 18時～23時	23時～6時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居専用地域 準住居地域 無指定地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	65	60	55

表 - 78) 振動規制法の規制基準 (単位: デシベル)

用途地域	昼	夜
	8時～19時	19時～8時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居専用地域 準住居地域 無指定地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60

備考1 無指定地域とは、都市計画法で定める用途地域の指定がない地域。

備考2 工業専用地域は規制地域から除かれており、法の規制基準は適用されない。

(イ) 特定建設作業に関する基準

表 - 79) 特定建設作業の種類と敷地境界線における基準 (単位: デシベル)

建設作業の分類	騒音の基準が適用される作業	基準値	振動の作業	基準値
1. くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	1. くい打機 (もんけんを除く) くい抜機またはくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く) を使用する作業 (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)	85	1. くい打機 (もんけん及び圧入式くい打機を除く) くい抜機 (油圧式くい抜機を除く) またはくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く) を使用する作業	75
2. びょう打機を使用する作業	2. びょう打機を使用する作業	85		
3. さく岩機、ブレーカーを使用する作業	3. さく岩機を使用する作業 ( )	85	2. ブレーカー (手持ち式のものを除く) を使用する作業 ( )	75
4. 空気圧縮機を使用する作業	4. 空気圧縮機 (電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)	85		
5. コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業	5. コンクリートプラント (混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る) またはアスファルトプラント (混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)	85		
6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			3. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	75
7. 舗装版破砕機を使用する作業			4. 舗装版破砕機を使用する作業	75
8. バックホウを使用する作業	6. バックホウを使用 (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る) を使用する作業	85		
9. トラクターショベルを使用する作業	7. トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る) を使用する作業	85		
10. プルドーザーを使用する作業	8. プルドーザー (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る) を使用する作業	85		

備考 ( ) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。

表 - 80) 特定建設作業の作業時間に関する規制

	1号区域	2号区域
作業時間	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時
1日における延べ作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における連続作業日数	6日以内	
日曜・休日における作業	禁止	

備考 1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね80m以内の地域

2号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね80m以外の地域



神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

県条例の規制基準は、すべての事業所から発生する騒音・振動について適用される。

表 - 81) 騒音の規制基準 (単位: デシベル)

用途地域	昼	朝・夕	夜
	8時～18時	6時～8時 18時～23時	23時～6時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居専用地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	65	60	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

表 - 82) 振動の規制基準 (単位: デシベル)

用途地域	昼	夜
	8時～19時	19時～8時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居専用地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65
その他の地域	65	55

### (3) 環境騒音調査結果

道路に面しない地域の環境騒音については、測定方法がこれまでの中央値から等価騒音レベルに改定され、基準を当てはめる時間帯や地域の類型が平成 11 年 3 月 30 日に決定された。これを受けて、市内の環境騒音状況を昨年度に引き続き調査した。

調査期間 平成 16 年 10 月 27 日から平成 16 年 11 月 10 日まで

調査地点数 5 箇所

調査方法 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル平成 12 年 4 月 環境庁編」に示された騒音測定方法に準拠し、24 時間連続で調査を実施した。

使用機器等 計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用い、下記の条件で測定した。

マイクロホンの高さ 地上 1.2～1.5 メートルの高さ

周波数重み特性 A 特性

時間重み特性 F 特性（速い動特性、FAST）

使用機器 リオン製 NL-06 積分型普通騒音計

調査結果 平成 16 年度は 5 箇所で調査を実施し、昼間・夜間共全箇所で環境基準を満足する結果であった。

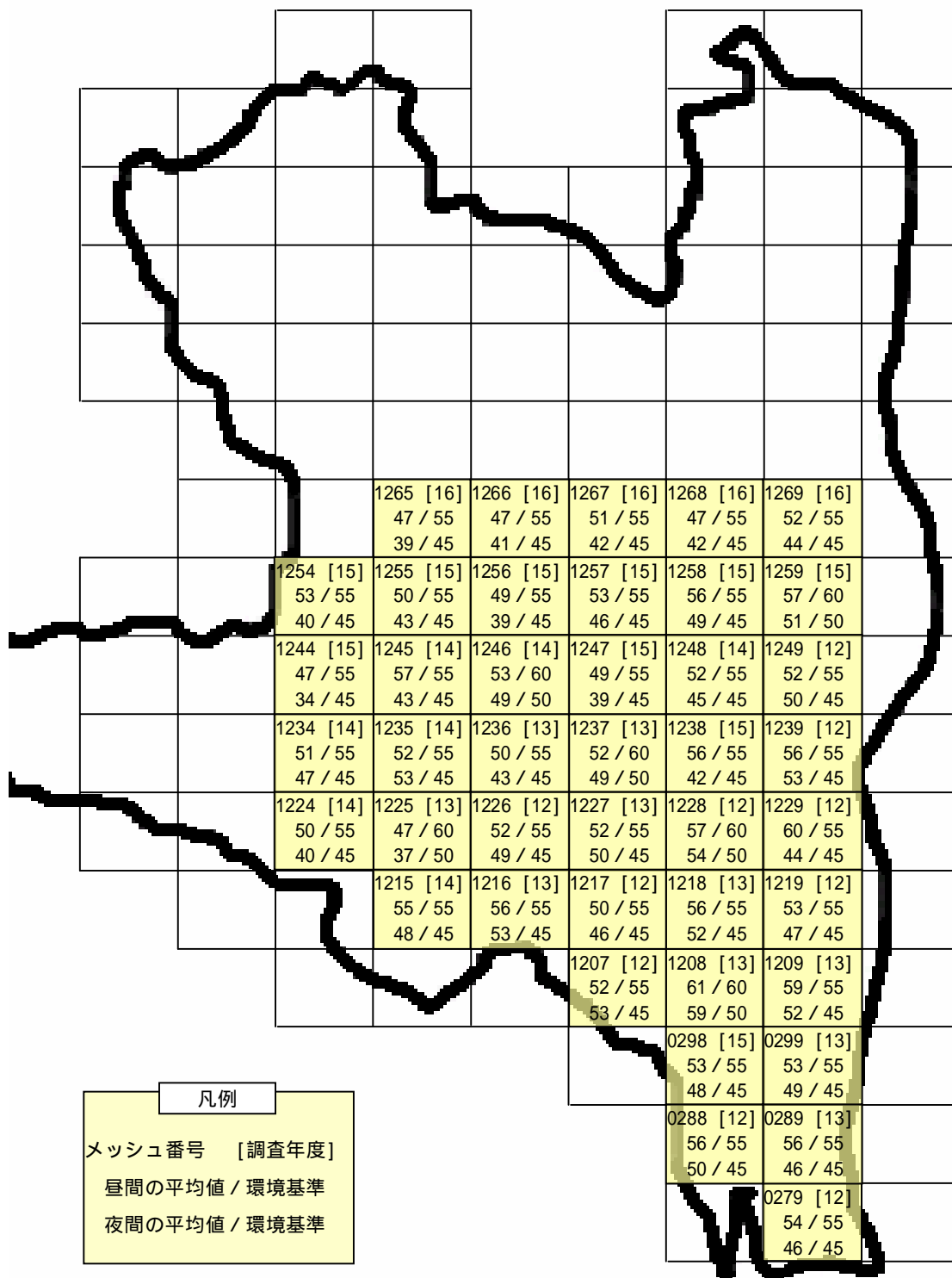
なお、昼間の最大値は中依知地区の 52 デシベルで、最小値は飯山 1、飯山 2、三田の 47 デシベルであった。

夜間の最大値は、中依知地区の 44 デシベルで、最小値は飯山 1 の 39 デシベルであった。

表 - 83) 環境騒音調査結果（上段：昼間、下段：夜間）

メッシュ番号	地域名	類型	用途地域	結果 [dB]	環境基準 [dB]	1 時間の最大値	1 時間の最小値
1265	飯山 1	B	市街化調整	47	55	53.2	40.5
				39	45	42.7	36.2
1266	飯山 2	B	市街化調整	47	55	49.1	42.0
				41	45	43.3	37.1
1267	下荻野	A	第一種中高層住居専用	51	55	56.7	44.3
				42	45	45.2	38.7
1268	三田	A	第一種住居	47	55	49.7	43.1
				42	45	46.1	38.8
1269	中依知	B	市街化調整	52	55	59.4	45.0
				44	45	47.4	41.7

図 - 10) 厚木市環境騒音マップ



凡例  
 メッシュ番号 [調査年度]  
 昼間の平均値 / 環境基準  
 夜間の平均値 / 環境基準

#### (4) 道路交通騒音調査結果

道路に面する地域の騒音の状況について、年度ごとに区間を区切って調査を行っている。平成 16 年度は、一般国道 246 号線の区間について交通騒音の調査を行った。

調査日時 平成 16 年 12 月 1 日(水)午前 10 時～2 日(木)午前 10 時

調査場所 厚木市妻田東 3 丁目(商業地域)

調査項目	地点番号	地点名	地点詳細	用途地域
騒音 交通量 走行速度	1	国道 246 号基準点	国道 246 号道路端	商業地域
騒音	2	国道 246 号背後地	国道 246 号道路端から 52m 地点	第一種住居地域
交通量	3	金田陸橋交差点	金田陸橋交差点側道	

調査方法 計量法第 71 条の条件に合格した「普通騒音計」のうち積分機能を有するものを用い「騒音に係る環境基準について(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)」に基づき JIS Z 8731-1999「環境騒音の表示・測定方法」に準拠して測定した。

測定条件 マイクロホンの高さ 地上高 1.2m  
周波数重み特性 A 特性  
時間重み特性 F 特性(速い動特性、FAST)

使用機器 リオン製 NL-06 積分型普通騒音計

測定項目 等価騒音レベル、時間率騒音レベル

測定方法 騒音：国道 246 号基準点では、10 分間の連続測定を、24 時間連続して行った。国道 246 号背後地では、昼間 2 時間・夜間 2 時間の測定を行った。  
交通量：大型車・小型車及び二輪車の方向別交通量を、ハンドカウンターを用いて毎正時から 10 分間、24 回測定した。  
走行速度：調査時間内の走行状態を代表する車両を方向別に各 10 台選び、測定位置前後 50m 区間内の通過秒数をストップウォッチで計測し、方向ごとの平均値を算出した。

調査結果 道路交通騒音の調査結果は、表 - 84 に示すとおりである。  
地点 No.1 の国道 246 号基準点では、昼間 75dB、夜間 76dB と道路に近接する空間の環境基準値(昼間 70dB、夜間 65dB)を上回っていた。  
地点 No.2 の国道 246 号背後地では、昼間 54dB、夜間 55dB と道路に面する地域の環境基準値(昼間 65dB、夜間 60dB)を下回っていた。

表 - 84) 道路交通騒音実測結果 ( 上段 : 昼間、下段 : 夜間 )

地点番号	地点名	騒音レベル [ dB ]	環境基準 [ dB ]
1	国道 246 号基準点	75	70
		76	65
2	国道 246 号背後地	54	65
		55	60

表 - 85) 自動車交通量調査結果 ( 基準点 10 分間交通量 )

地点番号	地点名	方向	大型車 [ 台 ]	小型車 [ 台 ]	自動車類 合計 [ 台 ]	二輪車 [ 台 ]	大型車 混入率 [ % ]
1	国道 246 号 基準点	海老名方向	2,028	4,303	6,331	131	32.0
		伊勢原方向	2,113	4,523	6,636	156	31.8
		断面合計	4,141	8,826	12,967	287	31.9

表 - 86) 自動車交通量調査結果 ( 金田陸橋交差点 10 分間交通量 )

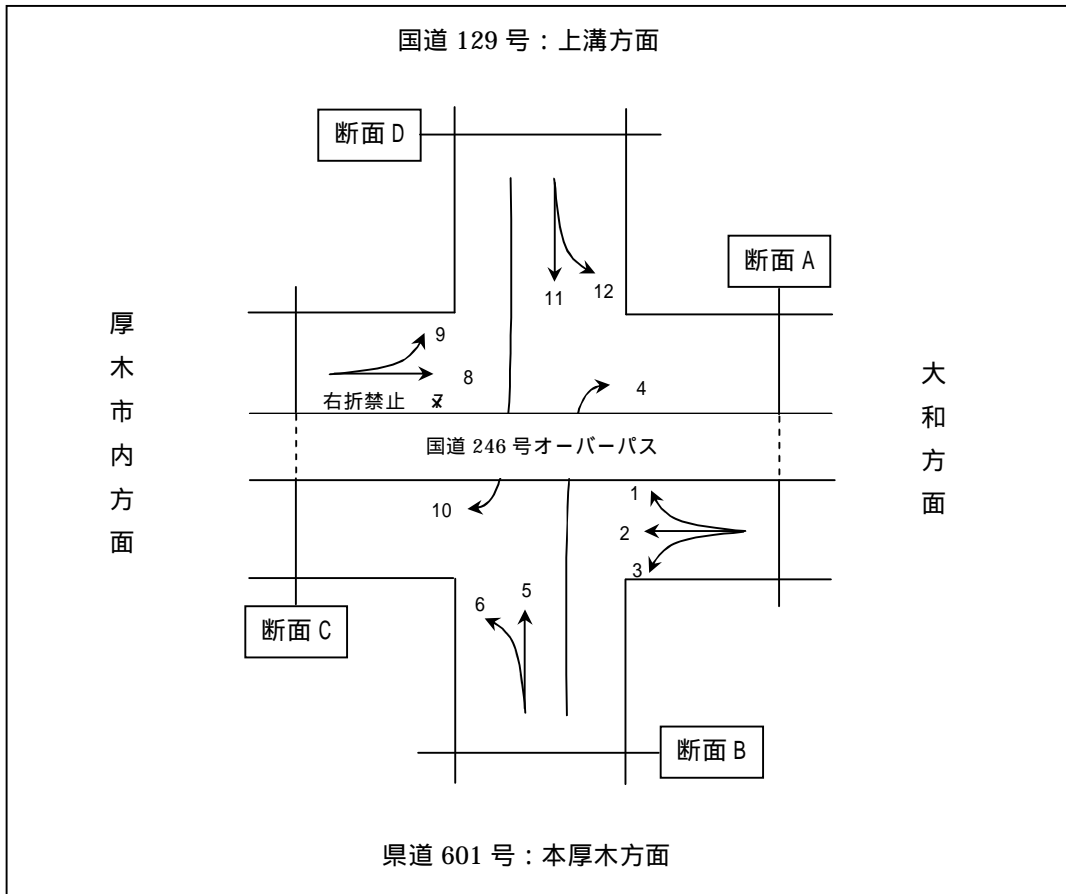
地点番号	地点名	断面*	流入 流出	大型車 [ 台 ]	小型車 [ 台 ]	自動車類 合計 [ 台 ]	二輪車 [ 台 ]	大型車 混入率 [ % ]
3	金田陸橋 交差点	A	流入	544	751	1,295	42	42.0
			流出	578	462	1,040	15	55.6
			断面合計	1,122	1,213	2,335	57	48.1
		B	流入	254	455	709	20	35.8
			流出	312	1,074	1,386	62	22.5
			断面合計	566	1,529	2,095	82	27.0
		C	流入	962	1,551	2,513	30	38.3
			流出	900	1,412	2,312	66	38.9
			断面合計	1,862	2,963	4,825	96	38.6
		D	流入	1,632	2,385	4,017	113	40.6
			流出	1,602	2,194	3,796	68	42.2
			断面合計	3,234	4,579	7,813	181	41.4

\*断面図は次ページのとおり

表 - 87) 走行速度調査結果

地点番号	地点名	方向	走行速度 [ km/h ]
1	国道 246 号基準点	海老名方向	54.9
		伊勢原方向	43.8

図 - 11) 交通量調査方向図



面的評価

一定の区間の中で環境基準を達成した戸数を算定し、道路に面する地域の環境基準値を超過する住居等の戸数及び割合を算出した。

今回の評価区間は、道路構造等により 3 区間に区分される。金田陸橋を含む区間(区間番号 10521)では、昼夜間ともに環境基準を超過した割合は 0.0%である。道路構造が平坦である基準点前後の区間(区間番号 10522)では、昼夜間ともに環境基準値を超過した割合が 11.9%となった。対象区間南端の小鮎橋を含む区間(区間番号 10523)では、昼夜間ともに環境基準値を超過した割合は 1.2%であった。

全評価区間では、昼夜間ともに環境基準値を超過した割合は 24.9%となっている。

表 - 88) 評価区間区分表

評価区間 番号	路線名	車線数		始点	終点	評価区間 延長 [ km ]	道路構造
		上り	下り				
10521	国道 246 号	3	3	金田 476	妻田北 1-10	0.7	橋梁
10522				妻田北 1-10	妻田南 2-2	1.4	平坦
10523				妻田南 2-2	松枝 2-4	0.4	橋梁

図 - 12) 評価区間位置図

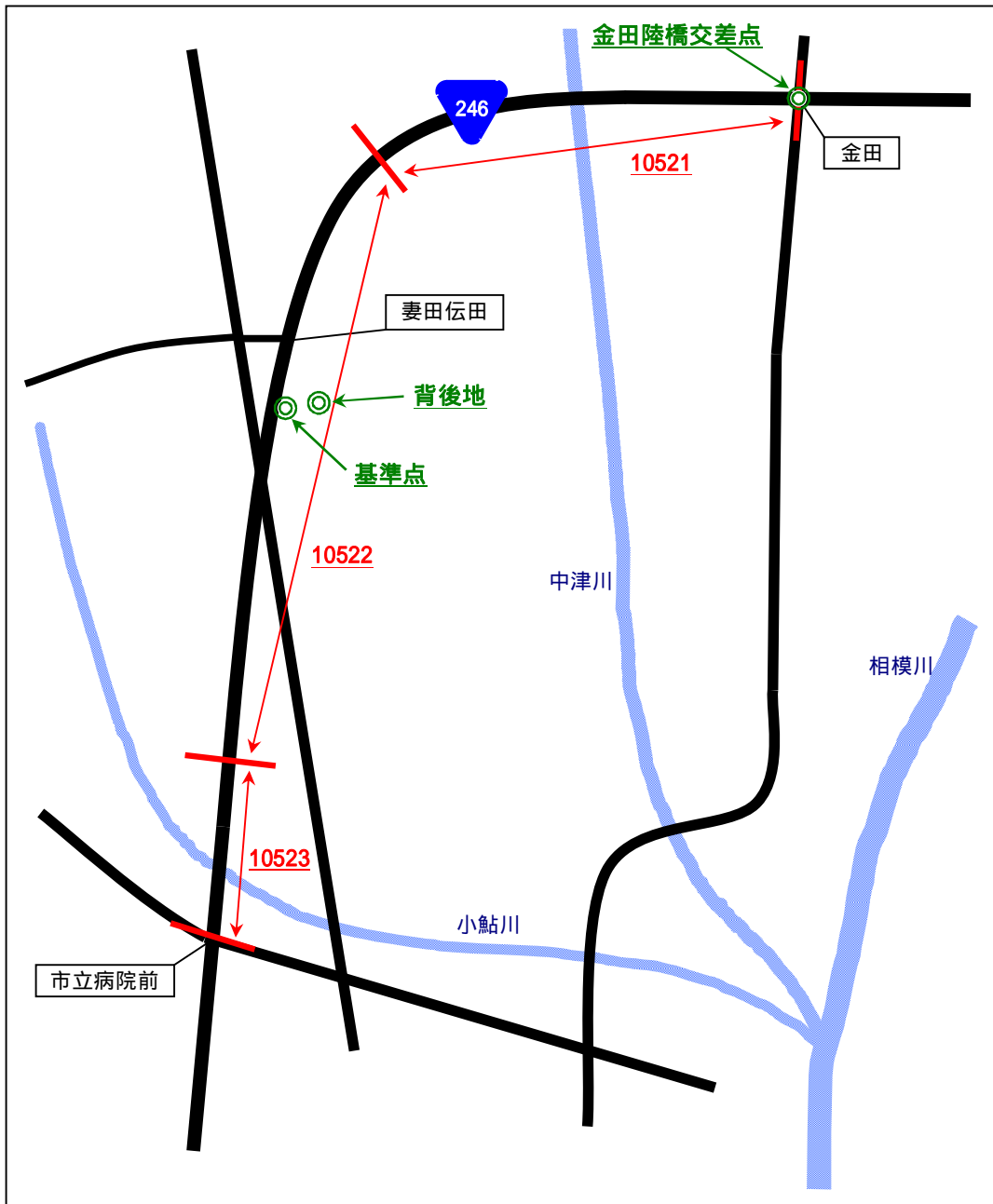


表 - 89) 面的評価結果

評価区 間番号	路線名	評価区間全体 +					近接空間					非近接空間 (全体)				
		評価対 象住居 等戸数	昼間・ 夜間と も基準 値以下	昼間の み基準 値以下	夜間の み基準 値以下	昼間・夜 間とも に基準 値超過	評価対 象住居 等戸数	昼間・ 夜間と も基準 値以下	昼間の み基準 値以下	夜間の み基準 値以下	昼間・夜 間とも に基準 値超過	評価対 象住居 等戸数	昼間・ 夜間と も基準 値以下	昼間の み基準 値以下	夜間の み基準 値以下	昼間・夜 間とも に基準 値超過
		戸数 [ 戸 ]														
10521	国道 246号	47	46	1	0	0	34	33	1	0	0	13	13	0	0	0
10522		293	118	140	0	35	43	12	11	0	20	250	106	129	0	15
10523		82	80	1	0	1	54	52	1	0	1	28	28	0	0	0
全区間		422	244	142	0	36	131	97	13	0	21	291	147	129	0	15
		割合 [%]														
10521	国道 246号	100.0	97.9	2.1	0.0	0.0	100.0	97.1	2.9	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
10522		100.0	40.3	47.8	0.0	11.9	100.0	27.9	25.6	0.0	46.5	100.0	42.4	51.6	0.0	6.0
10523		100.0	97.6	1.2	0.0	1.2	100.0	96.3	1.9	0.0	1.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
全区間		100.0	57.8	33.6	0.0	8.5	100.0	74.0	9.9	0.0	16.0	100.0	50.5	44.3	0.0	5.2



## 5 地盤沈下の概況

---

### (1) 概況

地盤沈下は、地表面が広範囲に低下する現象の総称である。環境基本法では、地下水の過剰汲み上げによって地層が収縮し、地面が低下する現象を公害として扱っている。

地盤沈下の防止に関する法律は、工業用水法や建築物用地下水の採取規制に関する法律があるが、本市は規制地域外となっている。

本市周辺での地盤沈下は、昭和 37 年頃から海老名市大谷地区において発生したものが最初であると言われている。この地区は、東側の洪積台地と西側の相模川沖積低地との境界部に相当し、台地に沿った地割れなどの被害が生じた。地盤沈下の原因は、沖積低地における地下水位の低下によるものと判断され、この地域に急激に進出してきた工場・事業所の過剰揚水が原因とされた。

そのため、昭和 46 年に制定された神奈川県公害防止条例により、県央地区では海老名市や厚木市の一部が地下水採取規制地域として指定された。この規制により、1 日当たり 100m<sup>3</sup> 以上の地下水を揚水していた事業所は届出が必要となり、地下水の高度利用による汲み上げ量の削減指導が行われるようになった。

平成 9 年には、県公害防止条例が改定されて神奈川県生活環境の保全等に関する条例となり、指定地域内で一定規模以上の揚水機を設置して地下水を汲み上げようとする事業所は、事前に許可が必要となった。

その後、平成 13 年 4 月から指定地域外の地域においても、一定規模以上の揚水機を設置して地下水を汲み上げている事業所は、揚水量の測定と年 1 回の報告義務が課せられるようになった。

地盤沈下の観測方法は、同一場所で標高を測量する精密水準測量と、地下水位の変動を常時監視する観測井の二つの方法がある。本市では、指定地域を中心に水準点を設置し、昭和 49 年度から精密水準測量を実施している。

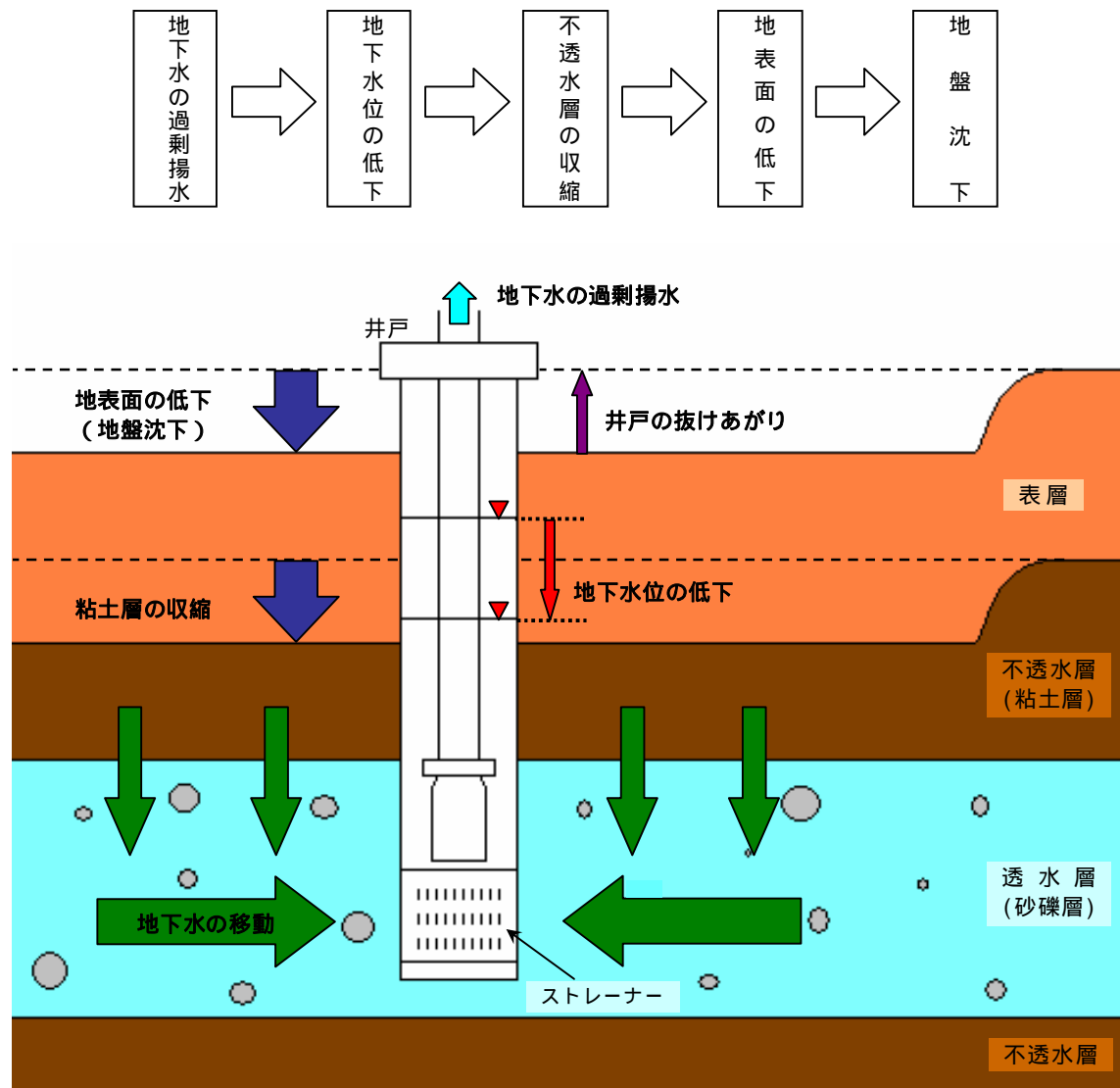
## (2) 地盤沈下の構造

地下水は、水を通しにくい不透水層（粘土層等）によって上下をはさまれた帯水層（砂礫層等）に存在している。地下水のもととなるのは地下に浸透した雨水や地表水であり、帯水層の中を一日に数センチメートルという緩やかな速度で流れている。

地下水の過剰な汲み上げによって帯水層の水圧が標準水圧より下がると、帯水層の上下にある粘土層中の水分が帯水層に絞り出され、その結果粘土層が収縮を起こして地盤が沈下すると考えられている。こうした作用は、沖積平野などの軟弱地盤地域の地層に存在する帯水層から多量の地下水を揚水することによって、また沖積層下部に存在する洪積層中の帯水層からの過剰揚水によっても起こると言われている。

地盤沈下は緩やかに起こり、一度沈下が起こると回復が不可能であることから、過剰揚水の未然防止や継続的な観測が重要である。

図 - 13) 地盤沈下の機構



### (3) 地下水採取規制

神奈川県では、地盤沈下が起きている地域及び起こる可能性がある地域を条例で指定し、地下水の採取を規制している。

厚木市では一部の地域が「規制地域」となっており、この地域内で対象となる揚水施設を設置して地下水を採取しようとする事業者（農業を除く）は、あらかじめ厚木市長の許可を受けなければならない。また、規制地域以外の地域（周辺地域）においても、揚水施設の規模によって採取量の報告が必要となる場合がある。

表 - 90) 県条例の地下水採取規制内容

地域	対象	規制内容
規制地域	【事前許可申請の対象となる施設】 一つの事業所における揚水機の吐出口の断面積の合計（吐出口が2つ以上ある場合はその合計）が6cm <sup>2</sup> を超える揚水施設	【許可要件】 吐出口の断面積の合計が <u>22cm<sup>2</sup>以下</u> ストレーナーの位置が <u>100m以深</u> 原動機の定格出力が <u>2.2kW以下</u> （当該揚水機を設置する井戸の全揚程*が50m以深の場合は、3.7kW以下） *全揚程 = 実揚程 + 管の損失水頭 【採取量の報告】 地下水採取量と地下水位を測定し、その結果を半年に一度報告しなければならない。 8月及び年末年始の休業期間前後における地下水位（特別水位）を測定し、その結果を報告しなければならない。
周辺地域	一つの事業所における揚水機の吐出口の断面積の合計（吐出口が2つ以上ある場合はその合計）が6cm <sup>2</sup> を超える揚水施設	地下水採取量を測定し、その結果を年に一度報告しなければならない。

表 - 91) 平成 16 年度地下水採取量（指定地域届出事業所）

月	合計	平均	月	合計	平均
1	108,895	4,023	7	128,982	4,571
2	102,266	3,967	8	121,524	4,428
3	118,379	4,241	9	124,996	4,616
4	110,031	4,080	10	123,142	4,402
5	108,729	3,911	11	113,238	4,217
6	122,501	4,437	12	103,983	3,811
年間	1,386,666	4,226			

各事業所で稼働日数が異なるため、合計を日数で除したものと平均値は一致しない。

図 - 14) 神奈川県における地下水採取規制地域

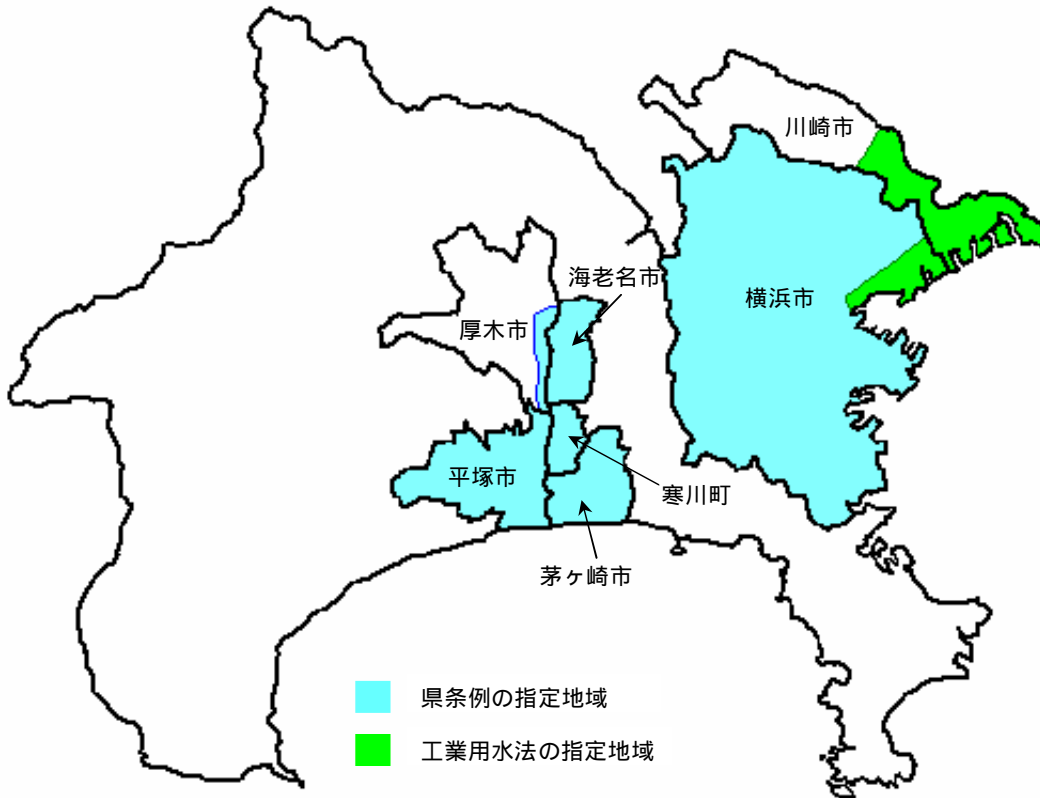
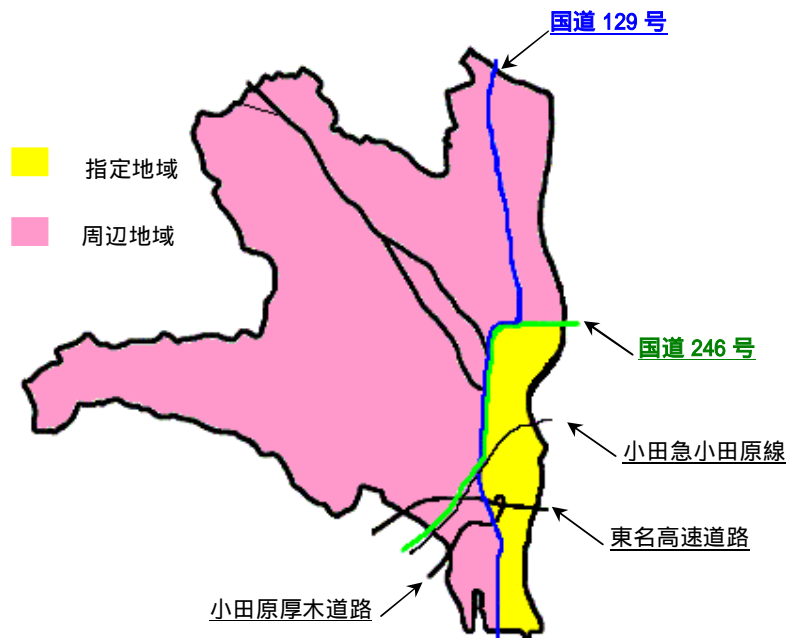


図 - 15) 厚木市における地下水採取規制地域



#### (4) 地盤変動量調査

平成 16 年度は距離 28.6km の精密測量を行った。結果は表 - 92 に示すとおりであり、水準点 33 箇所中 2 箇所で 10mm を超えるマイナスの変動量を示したが、最高で 16.7mm と極端な変動は見られず、良好な結果であった。

測量開始年度からの合計では、No.1、6、8、12、13、29、33 の 7 地点における沈下が顕著であり、いずれも本厚木駅以南の厚木・岡田両地区に集中している。

一方、同じ指定地域内ではあるが、北部の妻田・金田両地区での沈下は少ない傾向にある。

表 - 92) 平成 16 年度精密測量結果

水準点 番号	設置場所名	所在地	設置 機関	開始 年度	開始時 実測値	17 年 1 月 実測値	変動量 合計	16 年 変動量
10357	船喜多神社	松枝 1-13	国	49	21.4849	21.3971	72.4	-4.8
1	旭町やま公園	旭町 5-11	市	61	18.0698	17.8933	161.1	-16.7
2	妙純寺	金田 295	県	50	27.6431	27.6262	1.6	-1.1
3	厚木中学校	水引 1-1	県	49	19.8635	19.8074	40.7	-3.0
4	相川中学校	酒井 1980	県	49	14.0544	14.0065	32.5	-3.8
5	旭南(ふじみ)公園	旭町 4-3352-1	市	62	16.7072	16.6608	31.0	-7.0
6	厚木南高校	岡田 1752	市	49	17.5120	17.3518	-144.8	-10.3
7	厚木南合同庁舎	田村町 2-28	市	49	19.0717	18.9990	-57.3	-2.6
8	大手公園	中町 3-17	市	49	19.4636	19.1924	-255.8	-8.5
9	中町立体駐車場	中町 1-4	市	63	19.2658	19.2135	-36.9	-5.0
10	厚木南公民館	旭町 3-14-4	市	49	18.5685	18.5276	-25.5	-2.7
11	三島神社	岡田 1390	市	49	16.1950	16.1199	-59.8	-3.7
12	横浜ゴルフクラブ(株)	岡田 691-1	市	50	15.9894	15.7187	-255.4	-5.7
13	どんぐり公園	旭町 1-30	市	50	17.7162	17.3156	-385.2	-7.3
14	金田児童公園	金田 389	市	50	25.5049	25.4884	-1.2	-1.0
15	厚木健康体操センター	妻田 2054-1	市	51	23.7106	23.5360	-159.2	
16	(株)バンザイ	金田 1000	市	51	22.8298	22.7995	-14.9	-2.0

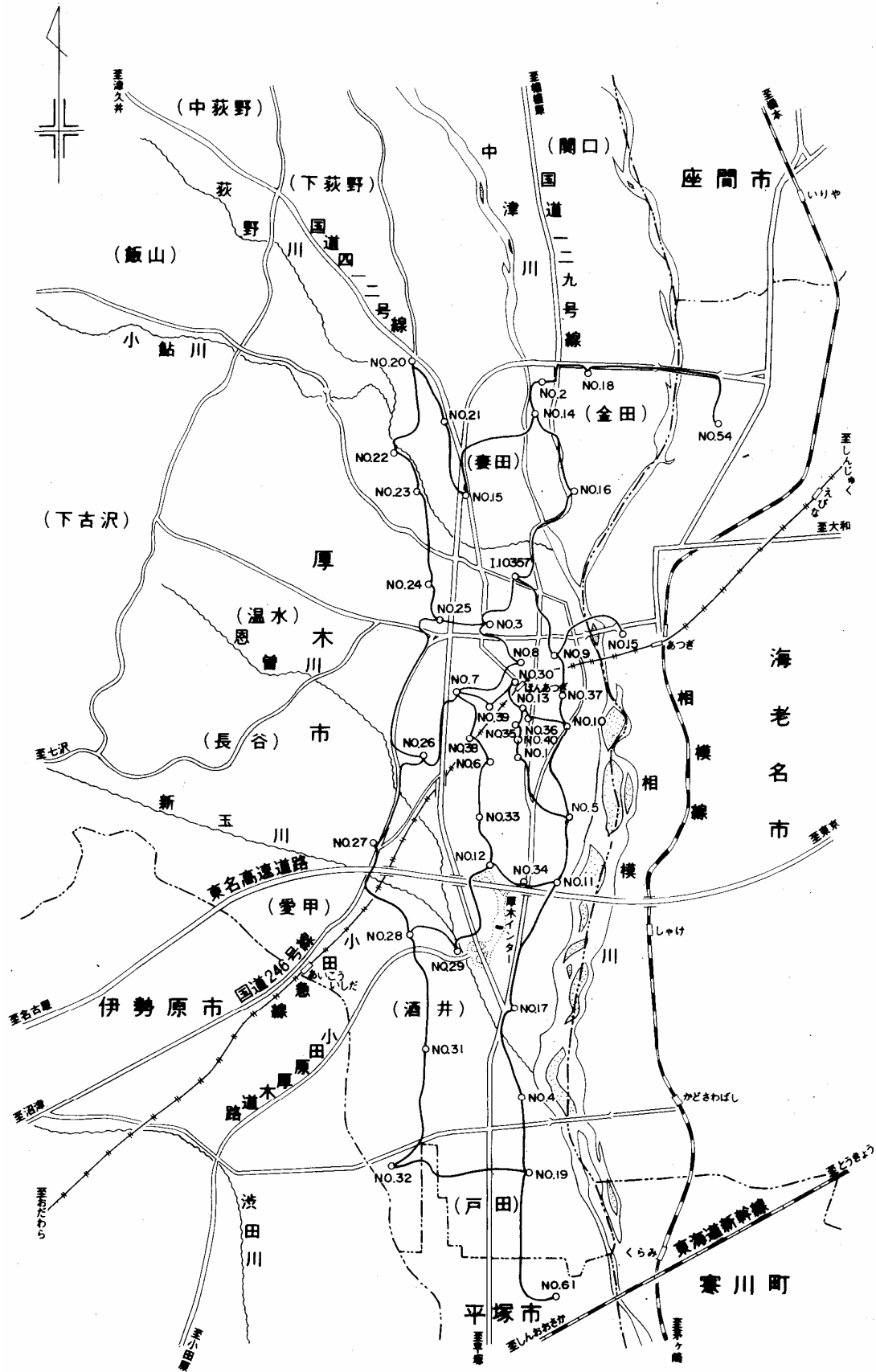
平成 16 年度精密測量結果（続き）

番号 水準点	設置場所名	所在地	設置 機関	開始 年度	開始時 実測値	17 年 1 月 実測値	変動量 合計	16 年 変動量
17	高德寺	酒井 2405-2	市	51	14.9477	14.8715	-60.8	-4.2
18	神奈川県トヨタオート(株)	金田 688-1	市	52	26.9411	26.9241	-1.6	-0.3
19	八幡神社	戸田 1057	市	52	13.0796	12.9526	-111.6	-5.6
20	清水小学校	妻田 611	市	54	32.1084	32.0960	2.9	
21	妻田中村公園	妻田 1394	市	54	25.1894	25.1371	-37.0	
22	林中学校	林 69	市	63	27.6201	27.5745	-30.2	
23	吾妻町市営住宅	吾妻町 1259	市	54	27.5608	27.4991	-46.4	
24	戸室しみず公園	戸室 12412	市	54	22.9562	22.8954	-45.4	
25	厚木合同庁舎	水引 231	市	54	21.2910	21.2087	-66.9	-4.9
26	厚木市文化会館	恩名 295	市	54	20.5341	20.4249	-93.8	-6.9
27	船子公民館	船子 1578	市	54	26.0562	26.0252	-15.7	-3.5
28	東名中学校	愛甲 1809	市	54	18.7284	18.6200	-93.0	-6.1
29	食肉公社	酒井 900	市	54	16.8542	16.6014	-237.5	-9.2
30	本厚木駅北口広場	中町 21	市	55	18.6665	18.6145	-36.6	-6.9
31	市消防署相川分署	酒井 14171	市	2	14.1508	14.0774	-58.0	
32	長沼公園	長沼 244	市	56	12.6830	12.6090	-58.6	
33	道路補修事務所	岡田 18141	市	59	16.4152	16.2392	-160.7	-8.7

平成 16 年度精密測量結果（続き）

水 準 点 番 号	設置場所名	所在地	設置 機 関	開 始 年 度	開 始 時 実 測 値	17 年 1 月 実 測 値	変 動 量 合 計	16 年 変 動 量
34	白洋舎(株)厚木支店	岡田 1184	市	9	15.0594	15.0227	-21.4	-4.9
35	第 5 正明ビル北側	旭町 124 地先	市	2	17.3708	17.2997	-55.7	-4.4
36	第 1 ビル北側	旭町 132	市	59	17.3329	17.2538	-63.7	-3.6
37	森清宅前	泉町 714 地先	市	59	17.9085	17.8551	-38.0	-4.2
38	つり具の上州屋前	恩名 154 地先	市	59	18.4459	18.3946	-35.9	-2.6
39	マルワジーンズ 店前	中町 419 地先	市	59	17.4625	17.3788	68.3	-4.2
40	あさひ公園	旭町 1122	市	4	17.3505	17.2811	-54.0	-5.1

図 - 16) 厚木市精密水準測量網図 (1:50,000)





## 6 悪臭の概況

---

### (1) 概況

悪臭は、騒音・振動と同様、人の感覚を刺激して不快感をもたらす公害である。単に嫌なニオイというだけでなく、ある人には良い香りだが別の人には不快感を与えるニオイや、普段は良い香りだが強くなると不快感を与えるようなニオイがあり、個人差が大きい公害でもある。

昭和42年に制定された公害対策基本法の中で、悪臭は典型7公害の一つとされ、悪臭問題に対して適正な措置をとるべきと規定されていた。しかし、人体への影響度の評価や分析・測定方法の確立等が遅れ、規制基準等を定めた悪臭防止法は昭和46年6月に制定された。法の制定前は地方公共団体の条例で規制が行われていたが、具体的な基準をもって規制していたのは宮城県だけで、他はほとんど未規制の状態にあった。

悪臭防止法制定当初は、事業場に対してアンモニア等5物質の濃度を規制していた。その後昭和51年に3物質、平成元年に4物質、平成5年に10物質が追加指定され、22物質について濃度規制が敷かれることとなった。また、平成6年には排出水に含まれる悪臭物質の規制が盛り込まれた。

さらに、平成7年4月悪臭防止法の改正により、人がにおいを嗅ぎその結果を数値化して判断する嗅覚測定法による規制が導入されて現在に至っている。

### (2) 悪臭に係る規制基準

悪臭防止法では、知事あるいは委任を受けた市長が悪臭に係る規制地域を定め、特定悪臭物質の濃度規制か臭気指数規制により基準を定めることとなっている。

#### 悪臭防止法による規制基準

悪臭の規制基準は、悪臭防止法(昭和46年6月1日公布、昭和47年5月31日施行)により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出の許容限度を定めている。規制基準は、事業場等の敷地の境界線の地表における大気中の特定悪臭物質濃度の許容限度、事業場等の煙突その他の気体排出口から排出されるものの濃度の許容限度、事業場等から排出される排出水に含まれるものの許容限度である。

なお、特定悪臭物質は、平成元年10月1日にプロピオン酸以下4物質が追加され、さらに、平成5年6月18日付け悪臭防止法の施行規則の一部を改正する総理府令(平成5年6月総理府令第34号)により、トルエン等10物質が追加指定され現在22物質となっている。

敷地境界における規制基準（表 - 93）

特定悪臭物質	悪臭防止法の 許容限度 [ppm]	本市の 規制基準 [ppm]
アンモニア	1 ~ 1	1
メチルメルカプタン	0.002 ~ 0.002	0.002
硫化水素	0.02 ~ 0.02	0.02
硫化メチル	0.001 ~ 0.01	0.01
二硫化メチル	0.009 ~ 0.009	0.009
トリメチルアミン	0.005 ~ 0.005	0.005
アセトアルデヒド	0.05 ~ 0.05	0.05
スチレン	0.4 ~ 0.4	0.4
プロピオン酸	0.03 ~ 0.03	0.03
ノルマル酪酸	0.001 ~ 0.001	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009 ~ 0.0009	0.0009
イソ吉草酸	0.001 ~ 0.001	0.001
トルエン	10 ~ 10	10
キシレン	1 ~ 1	1
酢酸エチル	3 ~ 3	3
メチルイソブチレート	1 ~ 1	1
イソブタノール	0.9 ~ 0.9	0.9
プロピオンアルデヒド	0.05 ~ 0.05	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ~ 0.009	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02 ~ 0.2	0.02
ノルマルペンチルアルデヒド	0.009 ~ 0.05	0.009
イソペンチルアルデヒド	0.003 ~ 0.01	0.003

排出口の規制基準

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q : 流量 (Nm<sup>3</sup>/時間)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : 悪臭物質の種類及び地域規制ごとに定められた許容限度 (ppm)

排出口の高さの補正 (有効煙突高さの計算)

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left( 2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

He : 補正された排出口の高さ (m)

Ho : 排出口の実高さ (m)

Q : 温度 15 における排出ガス流量 (m<sup>3</sup>/秒)

V : 排出ガスの排出速度 (m/秒)

T : 排出ガス温度 (絶対温度 K)

排水水の規制基準 (表 - 94)

排水水量 (m <sup>3</sup> /秒)	Q < 0.001	0.001 < Q < 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

Q は、当該事業場等の排水水量を示す。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制基準  
生活環境の保全等に関する条例では、工場等から排出する悪臭を規制する基準を定めており、現在はこれらの構造及び設備基準に基づき指導を実施している。

表 - 95 ) 悪臭に関する規制基準

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

- (1) 事業所等は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
- (2) 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように、吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
- (3) 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りではない。
- (4) 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
- (5) 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。

県生活環境の保全等に関する条例では、悪臭物質の規制基準は定めていない。

## 7 土壌の概況

---

### (1) 概況

#### 土壌汚染防止対策の概要

土壌汚染は、カドミウム等の物質が農用地の土壌に含まれることによって、人の健康を害する農畜産物が生産され、また農作物の生育を阻害する新しい形で発生した公害である。昭和 42 年に制定された公害対策基本法には、典型七公害の一つに土壌汚染が加えられ、昭和 45 年度には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が制定された。この法律では、都道府県知事に対して農用地土壌汚染対策地域の指定等の責務が定められている。

土壌汚染に係る環境基準については、平成 3 年 8 月にカドミウムなどについて基準が定められた。平成 6 年 2 月に有機塩素系化合物等の項目が追加され、25 項目について環境基準が定められることとなった。さらに近年に至り、焼却施設等から発生するダイオキシン類の農作物への付着や土壌への蓄積が問題化し、土壌汚染中のダイオキシン類濃度の環境基準が平成 12 年 1 月 15 日から適用されるようになった。

また、平成 15 年 2 月 15 日には土壌汚染対策法が施行になり、土壌汚染の把握及び人の健康の保護について、一層の対策が図られることとなった。

一方、神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、土壌環境の保全としてカドミウム等 25 物質を特定有害物質と規定し、これらの物質を製造・使用・処理・保管する事業場に対し、使用状況等の記録の義務づけやその土地の区画形質を変更する際の知事への事前届出などを細かく定め、汚染された土壌により公害が発生しないよう定めている。平成 16 年 10 月からは、土壌汚染対策に関しての地元住民に対する周知計画等の届出が追加されたほか、ダイオキシン類についても特定有害物質と同様に、調査・届出等の義務がかけられることとなった。

厚木市においては、農用地土壌汚染対策地域及び土壌汚染対策法指定区域はない。

#### 土壌に係る環境基準

平成 3 年 8 月に土壌の汚染に係る環境基準が定められ、表 - 96 に示すように現在 26 種類の化学物質について土壌中の濃度が定められている。

表 - 96) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準
カドミウム	検液 1 につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 につき 0.04mg 以下であること。

土壌の汚染に係る環境基準（続き）

項目	基準
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 につき 1mg 以下であること。

(2) 土壌汚染対策法に基づく対策

平成 15 年 2 月 15 日に施行された土壌汚染対策法では、一定の機会をとらえての土壌汚染状況の把握及び土壌汚染による健康被害の防止について定められている。

土壌調査の実施

法第 3 条では、表 - 97 に掲げる物質（特定有害物質）を使用していた水質汚濁防止法の特定施設を廃止したときに、土地の所有者（管理者、占有者等）に対して土壌調査の実施を義務づけている。

また、第 4 条では、特定有害物質による土壌汚染が原因で人の健康に被害が生じるおそれがある場合、都道府県知事又は政令市長が土地の所有者等に対して土壌調査の実施を命ずることができる」と規定されている。

表 - 97) 特定有害物質と基準

	特定有害物質	含有量基準 (mg / kg)	溶出量基準 (mg / )
第一種	四塩化炭素		0.002
	1,2-ジクロロエタン		0.004
	1,1-ジクロロエチレン		0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04
	1,3-ジクロロプロペン		0.002
	ジクロロメタン		0.02
	テトラクロロエチレン		0.01
	1,1,1-トリクロロエタン		1
	1,1,2-トリクロロエタン		0.006
	トリクロロエチレン		0.03
	ベンゼン		0.01
第二種	カドミウム化合物	150	0.01
	六価クロム化合物	250	0.05
	シアン化合物	遊離シアンとして 50	検出されないこと
	水銀化合物	15	0.0005
	アルキル水銀		検出されないこと
	セレン化合物	150	0.01
	鉛化合物	150	0.01
	砒素化合物	150	0.01
	ふっ素化合物	4000	0.8
ほう素化合物	4000	1	
第三種	シマジン		0.003
	チウラム		0.006
	チオベンカルブ		0.02
	PCB		検出されないこと
	有機りん化合物		検出されないこと



#### 指定区域

の調査で土壤汚染が見つかった場合、汚染区域は「指定区域」として都道府県知事又は政令市長に指定され、汚染範囲や汚染状況等の情報を記載した「指定区域台帳」が公開される。なお、本市に指定区域はない（平成 17 年 3 月 31 日現在）。

指定区域とされた土地においては、汚染土壤の拡散等によって新たな汚染や健康被害が生じることを防ぐため、土地の形質を変更しようとするときには都道府県知事又は政令市長に届出をしなければならない。

#### 土壤汚染に関する情報の提供

本市における指定区域の有無をホームページで公開しているほか、特定有害物質使用特定施設に関する情報を生活環境課窓口で提供している。

### (3) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく対策

神奈川県では、土壌汚染対策法施行以前から独自の土壌汚染対策を実施している。土壌汚染対策法の施行により、平成15年4月から、県条例における土壌汚染対策部分の権限が本市に委譲された。

#### 土壌調査の実施

県条例第59条では、特定有害物質を製造、使用、処理、保管しているすべての事業所（特定有害物質使用事業所）に対し、使用状況等の記録を義務付けている。特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときには、これらの記録に基づく資料調査を含めた土壌の調査を実施しなければならない。

また、特定有害物質使用事業所の敷地において土地の区画形質を変更しようとするときにも、土壌調査が義務付けられている。

平成16年10月からは、特定有害物質に加えてダイオキシン類が調査実施対象となった。

#### 土壌汚染状況の公表

平成16年10月に改正条例が施行になり、廃止時の土壌調査により汚染が判明した土地は、所在地や汚染の状況等が公開されることとなった。本市においては、対象となる汚染区域はない（平成17年3月31日現在）。

#### 周辺住民への周知

区画形質変更時の調査により土壌汚染が判明した場合、汚染土壌の掘削や搬出による健康被害を防止するため、事業者は公害防止計画を策定・実施しなければならない。また、改正条例により、周知計画を策定し実施することが新たに義務付けられた。



平成 17 年度版 環境の概要 ~公害編~

2005 年 12 月 28 日 発行

編集 厚木市環境部生活環境課

神奈川県厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号

TEL 046-225-2752 (直通)

FAX 046-223-1668

Mail 3350@city.atsugi.kanagawa.jp

URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp>